（仮称）静岡市歴史文化施設建設検討報告書

平成 25 年３月

静岡市歴史文化施設建設検討委員会

はじめに

静岡市は、日本の国民性のモデル地区と考えられ、数多くの商品テストの場とされています。それはひとえに静岡市民が育んできた歴史と文化が、まさに日本にとって普遍的な価値をもち、全国民が共有すべきものであることを物語っているからにほかなりません。

しかしながら、こうした事実を裏付け、静岡市民のみならず静岡市を訪れる人々に広く紹介するための施設、すなわち博物館が静岡市にはありません。その設置は、静岡市民にとって、長年の悲願です。

この声をうけ、静岡市は平成 23 年３月に「（仮称）静岡市歴史文化施設基本構想」を策定し、さらにその内容をより具体的に検討するため、平成 24 年３月から、学識経験者と市民公募委員全 10 名からなる静岡市歴史文化施設建設検討委員会を設置しました。

平成 25 年１月までの間に５回にわたって開かれた委員会では、歴史文化施設に必要な機能、規模、展示内容、運営方法等について、学術的・専門的な観点と同時に市民の目線に立った真剣な議論が重ねられました。

その結果、静岡市が目指すべき歴史文化施設の基本理念として、「歴史文化から静岡の未来をつくる。」を確認し、さらにこの施設には、静岡市立歴史博物館という名称がふさわしいという結論を得ることができました。

新しい歴史文化施設には、静岡市の歴史文化に関する多様な資料を収集して後世に伝えるとともに、詳細な研究の成果を分かりやすく展示し、静岡市民のみならず、広く全国いや世界に発信するという重要な役割が期待されます。この施設に集積される情報と考え抜かれた展示は、静岡市民に誇りと矜持（きょうじ）を与えてくれるだけではありません。これからの静岡市を支える重要な産業となるべき観光にとって不可欠な存在として、想像以上の価値を発揮することになるでしょう。博物館を訪れる静岡市民一人一人が、あってよかったと思える施設になることが期待されます。

報告書の作成にあたっては、検討委員会の委員各位をはじめ、ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。静岡市民にとって、今まさに必要とされ、同時に将来の静岡市にとっても無限の価値を生み出す博物館の、一刻も早い実現を強く願いながら、ここにご報告申し上げます。

平成 25 年３月 26 日

静岡市歴史文化施設検討委員会
委員長　　中村　羊一郎

目次

Ⅰ　基本理念 5

Ⅱ　施設の役割と機能 8
1. 施設の役割と機能 9
2. 施設の機能により生み出される効果 10
3. 施設の名称 12

Ⅲ　事業活動計画 14
1. 収集保存活動 16
2. 調査研究活動 19
3. 展示公開活動 21
4. 活用促進活動 23
5. 市民との協働活動 24
6. 文化財救済活動 26
7. 政策連携活動 27
8. 学習支援活動 29
9. ネットワーク活動 30
10. 各活動の連携と循環 32

Ⅳ　展示計画 34
1. 展示区分 35
2. 展示構成 37

Ⅴ　情報計画 38
1. 情報サービスの対象者 39
2. 提供する情報の種別と範囲 40
3. 情報提供の場所と方法 41
4. 活動内容 42

Ⅵ　施設計画 44
1. 建設予定地 45
2. 敷地の概要 46
3. 建築計画 48
4. 施設機能の全体構成 51
5. 諸室の概要 52
6. 配置及び動線 62

Ⅶ　管理運営計画 64
1. 運営体制 65
2. 運営組織 66
3. 開館形態 68
4. 博物館評価 68
5. 事業方式 69
6. 今後の進め方 71

Ⅰ　基本理念

■基本理念

歴史文化から静岡の未来をつくる。

～静岡の過去を学び、今を知る。そして、未来を考える。～

静岡市には、豊かな歴史と文化があります。

人々は、歴史の中で静岡市の自然の恵みと共存しながら、全国に誇ることができる豊かな文化を培い、多くの証を残してきました。

弥生時代の農耕生活を知る上で貴重な手がかりとなった登呂遺跡は、全国に静岡市の豊かな自然と、そこにくらしていた古の人々の姿を伝えています。また賤機山古墳などの現存する多くの古墳は、日本の古墳時代における社会構造を知る上でたいへん貴重な存在です。中世に建立された久能寺や建穂寺などは、東海地方を代表する寺社仏閣であり、これらは人々と仏教文化との密接な関わりを今に伝えています。

さらに今川氏や徳川氏による都市の形成、そしてそこに生きる先人たちと東海道を通るさまざまな人々との交流が行われた時代は“歴史の中で光る静岡”としてあらためて注目を浴びています。

この施設は、こうした私たちの先人が築いた歴史を踏まえて、静岡市ならではの大切な歴史文化遺産の価値と魅力を発信します。

そして、市民の皆さんにとっての郷土への愛着と誇りを深めることに寄与し、本市を訪れる人々にとって、歴史の中で光る静岡の魅力に触れるための核となります。

また歴史資料の収集・保存、調査・研究、展示・公開、教育・普及といった活動を通じて市内の観光産業スポットをコーディネートし、多様な交流と連携を生み、にぎわいと豊かさを創出するとともに未来の静岡を考える出発点になります。

コンセプト図

展示構成概要図

テーマ展示

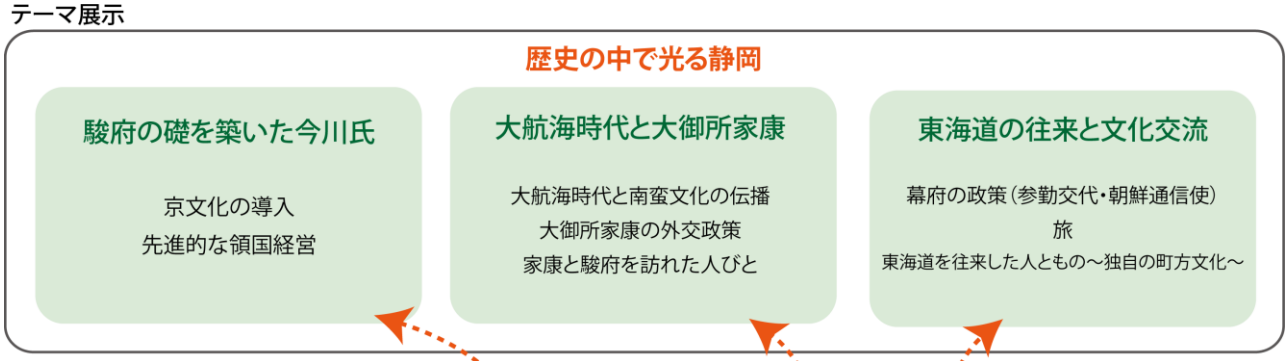

通史展示

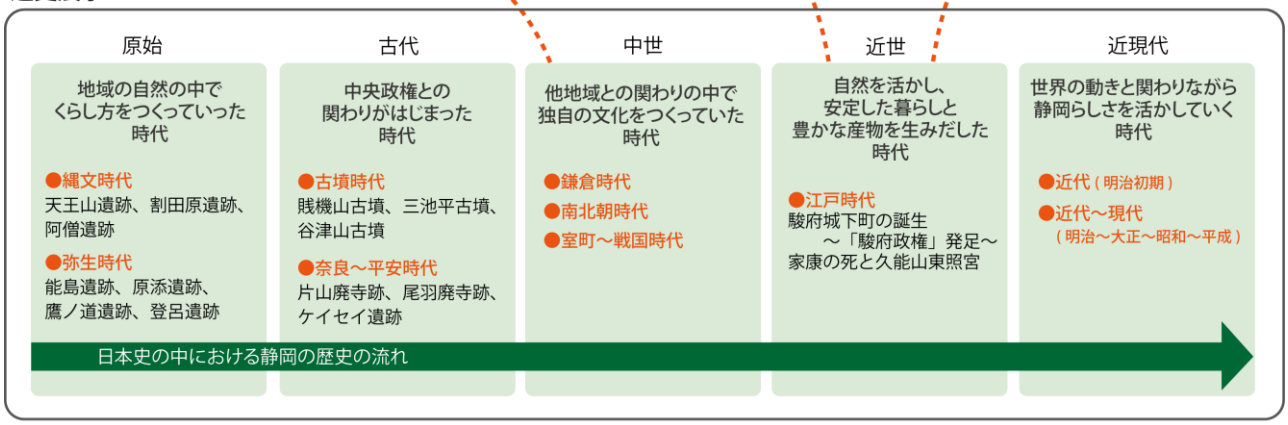

※この項目は検討段階のものであり、今後の調査研究により発展させ、追加します。

Ⅱ　施設の役割と機能

1. 施設の役割と機能

静岡市には、豊かな自然と先人たちに育まれた歴史文化遺産があります。これらを守り継承していくことは、現代に生きる私たちの責務です。

そのためには、まず静岡市の歴史文化遺産を体系立てて収集、整理し、さらに市民に対して広く展示公開して周知することが必要です。また、それらの研究をより深め、成果を公開し、発表する機会を多く提供するとともに、市民を含めた研究体制を構築することが求められます。

これらの課題を解決するため、施設は “歴史文化から静岡の未来をつくる。” という基本理念に則り運営されます。施設の役割とは、この基本理念を十分に理解しながら博物館としての機能を満たし、さらに地域の活性化に繋がる効果を生み出すことであると考えます。

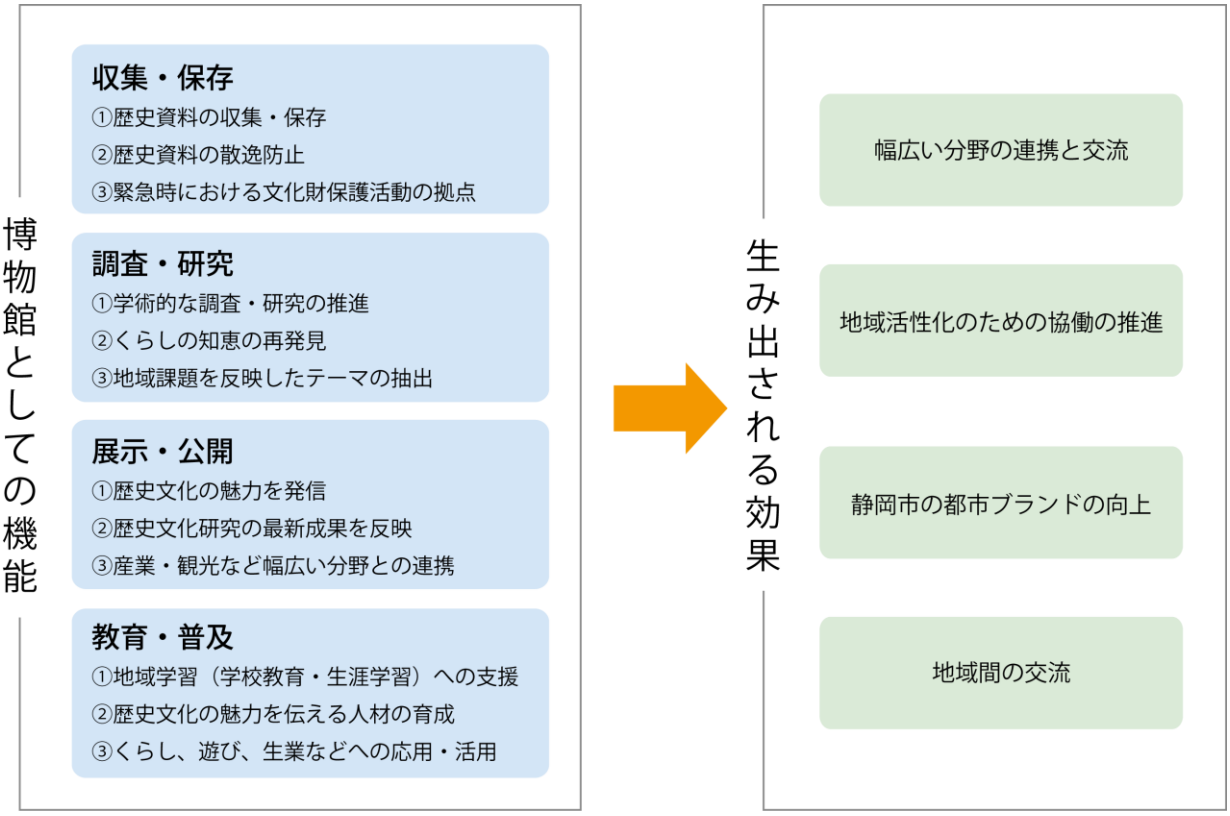

2. 施設の機能により生み出される効果

施設が収集・保存、調査・研究、展示・公開、教育・普及という機能を果たすことは、地域の活性化や歴史観光の促進など様々な分野に新たな効果をもたらします。

(1) 静岡市の都市ブランドの向上

静岡市の歴史文化と地域産業が密接に結びついていることを積極的に発信することで、静岡市の地域資源や地域産業の活性化を図ります。さらに、情報発信を行うことで、歴史文化を大切にするまちとしての都市ブランドの構築と向上に貢献します。

(2) 幅広い分野の連携と交流

様々な分野と連携し、歴史文化に関わる様々な情報をより多面的に活用することをめざします。施設は、その連携の拠点としての役割を果たすと同時に、自らも積極的に地域の研究者、商店街、事業者、クリエーターなどの人材と交流することで、新たな歴史文化活動が生まれます。

(3) 地域活性化のための協働の促進

市民交流を積極的に生み出す活動を展開し、地域活性化のための新たな協働の場づくりをめざします。具体的な活動プログラムを通して機会と場を提供することによって、さまざまな人々の社会参加が促進できます。

(4) 地域間の交流

市内に点在する歴史文化を結びつけ、交流活動などを積極的に企画実施することによって、都心部、中山間地、海岸部等の地域の交流を促進します。

■施設の役割と機能イメージ図

静岡市の歴史文化の価値を再発見し、新しい魅力として循環させていきます。

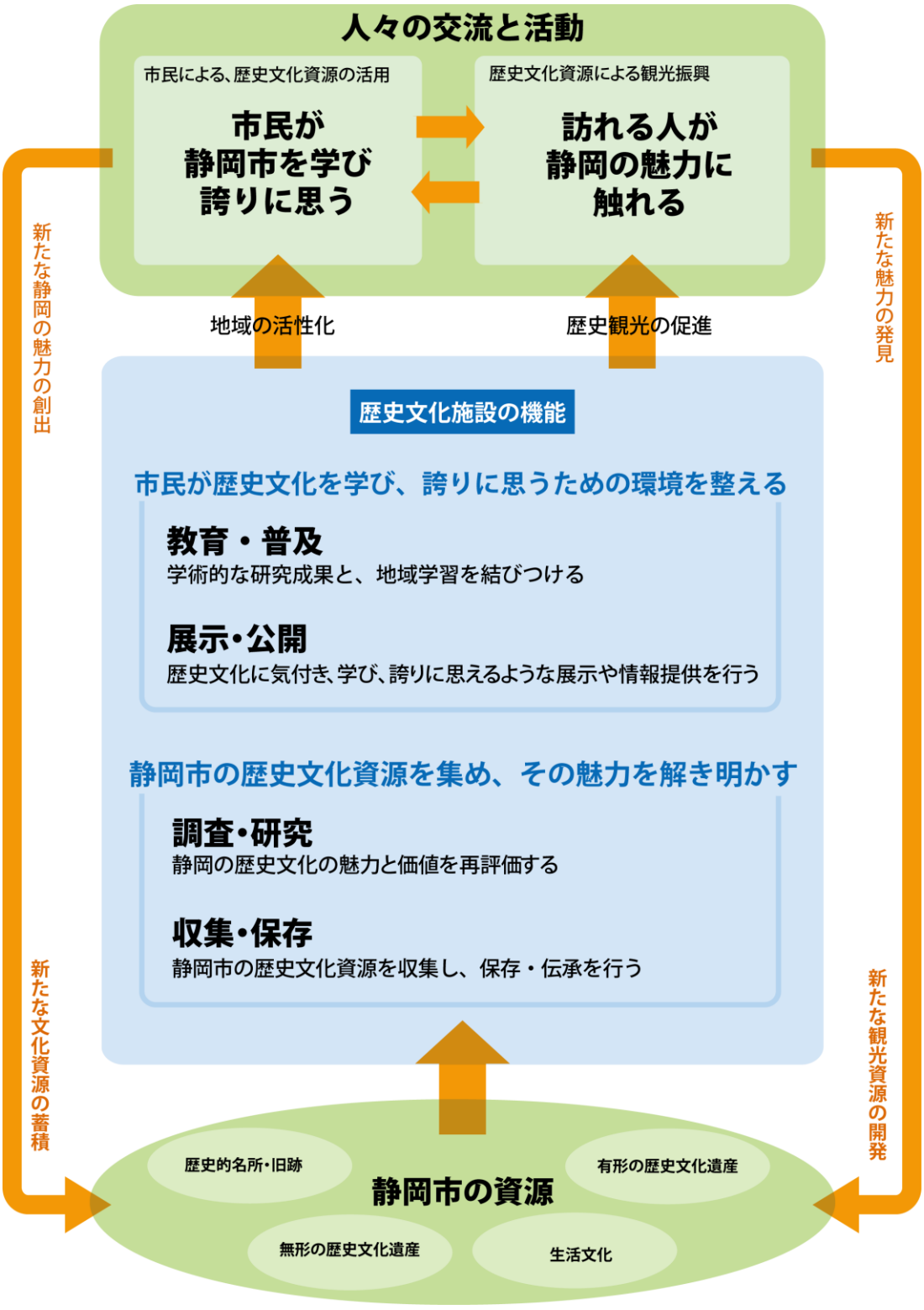

3. 施設の名称

この施設は、静岡市の豊かな歴史文化遺産を守り、継承していくため、静岡市の歴史や文化に関わる資料を扱います。そして、これらの遺産をこの施設が掲げる「歴史文化から静岡の未来をつくる。」という基本理念へ結び付けていくためには、博物館が有する４つの基本的な機能（収集・保存、調査・研究、展示・公開、教育・普及）を展開することが必要となります。そして、これらの活動をとおして、歴史観光の促進や地域の活性化等の静岡市の未来を切り拓く原動力となる役割を担います。

今回の検討委員会では、静岡市に根ざし、市民に必要とされる博物館活動ができるように、この４つの基本機能や役割を明確かつ具体的にしました。

そして、この施設は、静岡市によって運営されることで、既存の文化施設や関連施設と連携し、とりまとめ役としての役割を担います。これによって活発な情報交換や連携した企画の実施などが行いやすくなり、市民に対してより多様で新しいサービスを提供することが可能となります。

以上のことから、施設名称の選択にあたっては、①静岡市が設置・運営する施設であること、②静岡市の歴史（文化）を扱う施設であること、③博物館としての機能を有していること、そしてこれに加え、市民や訪れる人々にとって簡潔で伝わりやすい名称がふさわしいと考え、下記名称を提言します。

「静岡市立歴史博物館」

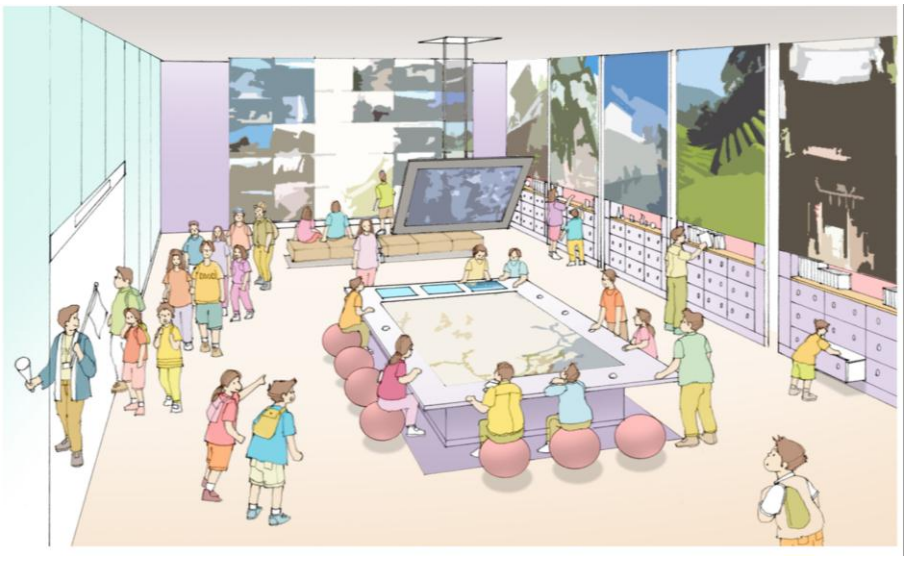

Ⅲ　事業活動計画

■施設活動の基本方針

静岡市の歴史文化の魅力を多様な視点から見いだし、次世代へと受け渡し、これからの静岡に役立てていくために、基本方針に基づく 9 つの活動とそれを支える施設機能を相互連携させ、この施設を成長させていきます。

■理念と活動の体系

■各活動の概要

1. 収集保存活動

静岡市の歴史文化を将来にわたり保存・継承していくために必要となる資料を収集し、保存することで、調査研究をより充実させます。

(1) 収集活動の方針

①静岡市の歴史文化に関わる資料を幅広い視点で継続的に収集

- 原始から現代までの静岡市の歴史、民俗芸能、産業、その他に関する資料を幅広く収集します。
- 施設の成長につながるよう常に収集活動を行い、資料を充実させます。
- 資料の評価・選定は、資料収集保存計画などの基準に則り計画的に行います。

②他の施設と連携した組織的な収集活動の実施

- 市民や利用者、他の博物館や大学などの関係機関と連携し、資料の収集を促進します。
- 資料収集のために施設内外の専門家による委員会を組織し、資料の価値や適否について協議します。

(2)収集活動の内容

①収集する資料

- これまでの静岡市のあゆみがわかる資料
- 静岡市の将来像を描く上で有効な資料
- 静岡市の歴史文化に関わりのある既存研究に関する情報
- 国内外にある静岡市にゆかりのある資料の所在情報

②優先する資料

- 研究成果の公開・展示などの活動において活用が期待されるもの
- 詳細な研究により静岡市の歴史理解が深まるもの
- 散逸・損傷が懸念されるもの

③収集方法

- 発掘、採集などの調査研究活動や、購入、寄託、寄贈、借用等によって行います。
- 重要な資料に関しては、購入を検討します。
- 購入や寄託等が困難であるが展示に必要不可欠だと考えられる資料や体験展示に使用する資料について、複製を作成します。

(3) 保存活動の方針

①収集した資料を適切な方法で保存し、後世へと継承

・　収集活動により収得した資料は、市民が共有する重要な資産です。専門知識を持つ学芸員等のもとで適切に保存し、後世へ継承します。

・　材質や性質等に即した適切な保存環境を備えた、収蔵施設を整備します。

②防災対策を織り込んだ保存活動

・　資料保存のための防災対策基準を作成し、それに基づき収蔵資料の安全を確保できる防災設備を完備し、防災対策を立てます。

(4) 保存活動の内容

①収蔵庫

・　現有する資料を収納できる大きさに加え、今後の収集を想定した収蔵庫容量を確保します。

・　資料の劣化状況等を適切に判断評価し、優先順位を付けた上で収納します。

・　公開承認施設の承認を受けることが可能な特別収蔵庫を備え、国宝や重要文化財など、特に貴重な資料を保存します。

・　資料収集保存計画との連携を図り、この施設以外の収蔵スペースの活用も検討します。

②保存方法

・　収蔵資料の劣化を防ぐため、適切な保存環境づくりを行います。

　✧　定期的な燻蒸処理

　✧　最先端の有害生物管理技術の導入

　✧　収蔵資料の材質等の特性に即した保存環境の管理

・　収蔵資料のうち、劣化が進行しているものは適宜補修や保存処理を行います。

2. 調査研究活動

静岡市の歴史文化が持つ魅力を広く伝えていくため、さまざまな角度から文化遺産・資料を調査研究し、展示公開、活用発信につなげます。

(1) 活動方針

①静岡市のあゆみを示す歴史資料の分析

・収集した資料が静岡市にとってどのような意味を持つのかを明らかにします。

②静岡市の歴史文化に関する情報の集約と整理

- 地域の文化施設、大学、その他さまざまな団体による歴史文化に関する既存の研究情報を収集し、整理します。
- これまでの静岡市の歴史文化に関する研究成果をベースに研究を進めます。

③静岡市の歴史文化の中から「静岡市の魅力」を見つけ出す

- 歴史文化の中から、地域の特徴が顕著に現れるテーマを取り上げます。
- 歴史学、考古学、民俗学、社会学など、多様な視点から調査・研究を行います。
- 日本や世界のさまざまな文化施設や大学との共同研究により、互いの地域の個性を見いだしていく研究活動を進めます。

④現代の地域課題解決のヒントを歴史文化に求める

- 市民、学校教育、地域団体、地域商業・経済、伝統産業、ボランティア団体、地域の観光活動、市の関連部署などと協働し、それぞれが抱える課題と関わりのある歴史文化に関する研究テーマを見いだし、研究を進めます。

(2)活動内容

静岡市の歴史文化に関する専門的な研究を進めるだけでなく、その成果の活用をも念頭においた活動を行います。また施設内だけでなく広い視野で多様な分野と協力し、それを支える組織体制を整えます。

①施設の主要研究

- 静岡市の歴史の各時代に関する研究および収集を行います。

②研究機関等との共同研究

- 大学をはじめさまざまな研究機関や研究者とのネットワークを長期的な視野で構築し、最新かつ高い水準の歴史研究を推進します。
- 博物館学、博物館経営を研究し、多様な機関と連携して高い能力を持った学芸員を育成します。

③民間団体との共同研究

- 研究施設としての機能にとどまらず、分野の異なる人々が求める歴史テーマを捉え、経済界・産業界を含めた幅広い分野の共同研究をコーディネートします。

④市民との共同研究

- 専門的な研究だけでなく、地域との密なコミュニケーションのもとに、市民との共通の歴史テーマを見いだします。

3. 展示公開活動

この施設にとって展示公開は、市民が静岡市の歴史文化への関心を高め、愛着や誇りを醸成するために、重要な活動と位置付けます。

(1) 活動方針

①歴史文化を大切にしたまちづくりへの貢献

- 静岡市の歴史の流れについて体系的に学べるものとします。
- 郷土について、さらに学びたいという気持ちをおこします。
- 地域を比較しながら、静岡市全域の特色を知ることができるものとします。
- 郷土の魅力を再発見させ、愛着や誇りを高めます。
- 実物資料を通して、静岡市に根付いた歴史を実感させます。

②歴史観光の推進

- 市内それぞれの文化財や関連施設との役割を明確にし、特色を生かすことのできる連携体制を構築したうえで、静岡市の歴史観光の拠点として機能します。
- 市内の各地域の文化財、史跡、歴史文化施設等へ誘導します。
- 静岡市全域の歴史の魅力を発信します。

③変化のある展示

- 画一的な展示になることを避け、常に来館者の好奇心を刺激し、展示を楽しむことができるように、企画段階において内容を十分に検討、吟味します。
- 適宜新しい研究成果や来館者のニーズと酌みいれると同時に、展示企画意図を十分に伝えるために、展示スペースは可能な限りレイアウトを自由に組むことができるようにします。

④地域の伝統文化に触れるきっかけづくり

- 民俗芸能などの文化やその伝承活動を紹介し、身近で伝承されている実感を与え好奇心を喚起します。
- 展示や体験を通して、静岡市の民俗芸能の知名度を上げます。

⑤地域産業の歴史的背景と魅力の紹介

・　静岡市の重要な産業として発展してきた地域産業を紹介します。
・　市内外の人々に静岡市の地域産業についての関心を高めます。
・　展示や体験を通して、静岡市の地域産業の知名度を上げます。

⑥生涯教育と学校教育への貢献

・　静岡市の歴史を身近に感じながら現代の暮らしとの違いを発見したり、静岡市の将来を考えたりするきっかけを提供します。
・　歴史を学ぶ面白さと博物館の活動に対する親しみを感じてもらいます。
・　展示活動を通して、授業内容について理解を深めます。

(2)活動内容

展示公開活動の詳細（展示区分とその役割）については「Ⅳ　展示計画」において記します。

4. 活用促進活動

調査研究活動、収集保存活動で得られた成果を積極的に活用し、「静岡市の魅力」を市民、そして世界へ発信することにより、人・資料・情報を呼び込み、新たな施設活動を生み出す契機とすることを目指します。

(1) 活動方針

①利用者が主役となった、新たな「活動」の創出

- 調査研究活動などにより得られた成果を活かし、多角的に活動します。
- 「資料・情報」と「人」を結び付け、新たな「活動」を生み出します。
- 市民や訪れた人が、新たな活用・発信者となるような活動を行います。

②市内の文化財への来訪者の誘導

- 歴史文化学習や歴史観光の拠点として、市内の文化財へ来訪者を導くための発信を行います。

(2) 活動内容

〇イベント、ワークショップ、講座等の企画・運営
〇ショップやカフェの商品、観光案内コンテンツ等のサービス提供
〇出張講座、学校訪問、商店街などとのタイアップの企画・運営
〇情報誌、広報紙、フリーペーパー、ＨＰ、ブログ等による情報発信

5.市民との協働活動

静岡市の歴史文化を市民とともに後世へ伝えていくためには、この施設と市民との積極的な協働活動が重要です。このため、展示活動や調査研究活動などのさまざまな場面において、市民の交流、協働の場を整備し、進化し続ける施設を目指します。

(1)活動方針

①市民が積極的に参画できる環境整備

- 市民の活動にあたっては、意欲的にかつ安心して取り組めるよう、この施設が支援を行います。
- この施設における市民との協働のあり方を明確にします。
- この施設に対する市民のニーズを的確に把握し、施設活動への市民協働の機会を創出します。

②この施設を核にした多面的なネットワークづくり

- この施設と市民、利用者、周辺地域、商店街、関連施設を立体的なネットワークでつなぎ、多方面で連携した活動を行います。

(2)活動内容

①この施設の協力支援組織の整備

この施設のボランティアや友の会をはじめとする市民協力組織のあり方について検討し、組織の自主的かつ創造的な活動を支援していくための環境整備を計画していきます。このような活動を通して、静岡市の歴史文化の担い手となる人材の養成を進めます。

②研究活動組織体制の構築

市民と、学芸員や有識者などが共通のテーマを調査研究するあり方について検討し、この施設を支える最良の研究活動体制を組織します。

(3)展開方法

①交流と発信の場をつくる

活用促進活動などをとおして、市民をはじめ、地域、企業、クリエーター、研究者、各種団体、関連機関など、協働の候補となる人たちを集め、それぞれが交流し、発信するための機会と場を提供します。

②人をコーディネートする

静岡市の歴史文化をテーマとした講演会や意見交換会を開催し、人と人との出会い、人と資料や情報などとの出会いをコーディネートすることで、さまざまな施設活動に参画するきっかけづくりや、新たなアイデアを生み出す機会を創出します。

③担い手を育成する

参画者が関心のある施設活動について、グループ活動を軸とした支援を行い、協働活動への意欲を高めます。また、共通のテーマに基づく「課題の提起」、「調査研究への取り組み」、「活動成果の発表」という一連の活動のサポートまたはコーディネートを通して、協働活動の担い手を育成します。

④市民による様々な発信を支援する仕組みをつくる

市民により行われた活動内容の積極的な発信を支援する仕組みをつくることで、新たな参加、出会い、連携、活動を創出します。この施設の WEB ページや機関誌などでとり上げたりミュージアムショップで販売したりするなど、市民による発信を継続的に支援していくことで、協働活動の自律的な成長を促します。

6.文化財救済活動

地震などの災害から地域の歴史文化遺産を守るために、平時より文化財の防災対策への意識を高め、災害時におけるこの施設の果たすべき役割を明確にし、被災した文化財の救済に努めます。

(1)活動方針

①大災害に備えた文化財救済の意識と体制づくり

- 甚大な被害が想定される大地震などの災害に備え、平時より文化財の防災対策への意識を高めるための取り組みを行います。
- 災害時における文化財の救済体制を整備します。

②広域な連携と役割分担の推進

- 所有者・管理者、市民、行政など周辺地域全体が広域に連携し、役割を分担し、各々の防災対策に取り組みます。
- 専門家や関係機関との、救済活動時などにおける協力連携に努めます。

(2)活動内容

①平時

- 市内の文化財の所在などについて把握し、所有者または管理者との意思疎通に努めます。
- 災害発生時の文化財救済のための、連携・協力体制、連絡体制、救済活動内容、被災文化財受け入れ基準などについて検討し、災害時の迅速かつ的確な行動計画の整備を進めます。
- 文化財の価値を理解し、守る使命感に加え、文化財の取扱いの基礎知識を備えた人材の育成を進めます。

②災害発生時、発生後

- 上記計画に従い、救済活動を実施します。
- 被災文化財受け入れ基準に従い、資料を一時的に受け入れ、保管に努めます。
- 被災文化財の早期復旧に努めます。

7. 政策連携活動

市の様々な部署と課題を共有し、施設活動をとおして、市が果たすべき行政課題または地域が抱える問題の解決に協力します。

(1) 活動方針

① 市民のニーズにあわせた課題解決への取り組み

- 市の政策に対する市民のニーズの把握に努めます。
- 現在、静岡市が取り組むべき多種多様な行政課題について、この施設の活動により解決する可能性を検討していきます。

② 広い連携による地域活性化の促進

- さまざまな分野の機関、団体との連携により、この施設の役割を十分に発揮し、地域の活性化などに貢献します。

(2) 活動内容

この施設の建設にともない、各分野との連携体制の強化や課題にむけた共通認識に努め、その解決へのアプローチを検討し、活動します。

【連携が想定される分野】

〇観光分野：観光客向けのサービス業

例：観光バス・観光タクシーなどの交通機関、ホテル・旅館などの宿泊施設、観光案内ボランティア、既存の文化施設やレジャー施設。

〇文化活動分野：教育、研究機関

例：小学校・中学校、郷土史研究などを行う市民やグループ、生涯学習の場、博物館、美術館、大学など。

〇都市整備分野：施設周辺の整備やサイン計画の立案・実施を行う公的機関

例：行政機関内における道路整備担当部署など。

〇商業分野：お土産品等の販売業、飲食業

例：地元商店街、レストラン、大型商業施設、ミュージアムグッズの企画・製作に関わる企業や小売商店など。

〇地場産業分野：地場産業品の製作者や販売業

例：伝統工芸品の製作者やその団体、流通・販売業者など。

〇その他の分野：広報活動に関わる関係機関や媒体

例：テレビ・新聞等のマスメディア、タウン情報誌の発行者、HP 作製などに携わるソーシャルメディア関連の業者など。

8.学習支援活動

学校教育や生涯学習などの市民の多様な学習を支援するため、この施設の歴史文化に関する資料や情報を提供し、郷土静岡に対する愛着につながる活動をしていきます。

(1)活動方針

①学校教育への支援

- 学校教育等における地域の歴史文化などに関わる学習（地域学習）では、教育機関等との連携体制の整備を進めます。
- 児童や生徒が、地域学習をとおして、地域の歴史文化に関する興味や自発的な学習につながる支援を進めます。
- この施設や所蔵資料が教材として効果的に活用されるために、授業や課外教育で指導にあたる教師への支援を行います。

②生涯学習への支援

- 地域社会での自主的な活動や学習を支援するため、この施設に収集、蓄積された歴史文化に関わる情報の提供を積極的に行ないます。
- 市民の多彩な学習に支援に貢献するため、地域で活動する郷土史家や関係団体、大学等との連携体制の整備を進めます。

(2)活動内容

○ 学校教育等における地域の歴史文化などに関わる学習支援
○ 子どもの自主的学習（調べ学習）支援
○ 教員への教材、授業展開事例などの提供
○ 市民研究の支援
○ 歴史文化資料のレファレンスサービス
○ 学習・研究の相談、アドバイス
○ 協力研究者、文化施設、市民、団体などの紹介

9. ネットワーク活動

『歴史観光のまち静岡』の情報を発信し観光の核としての役割を果たすためには、この施設単独ではなく、様々な施設、市民、活動団体などとの連携を促進しながら、歴史観光を推進していく必要があります。

この施設と中心市街地や中山間部や清水エリアなどに点在する文化施設、歴史的・文化的な観光資源などを結ぶことによって、この施設がネットワークのハブとして機能し、回遊性のある歴史観光につながります。

また、この施設の調査研究活動や、市民との協働活動を通して、研究成果・活動成果にもとづく新たな観光資源の創造を進め、このネットワークをより豊かなものへと成長させます。そして、市域で観光に携わる人々が相互にこれを活用できるような環境を整備していきます。

(1) 活動方針

①歴史観光の出発点

- この施設の観光ガイダンス、企画展示、ショップやカフェなどにおいて、定期的に関連施設と連携した企画やイベントを展開し、回遊性を高めます。
- この施設を起点とした、まち歩きや散策ツアーの検討、観光事業者などに対する歴史観光ルートの紹介・提案等を行います。

②担い手の育成と活動の支援

- 関連施設を活用して、市民や団体、事業者による、観光案内、歴史文化体験、学習活動、市民研究、保存活動などを進める市民活動を促進・支援します。
- 関連施設での活動内容、ノウハウ、人材などの情報をこの施設にて収集整理し、さらなる活動のために相互に利用し合える環境を整備するとともに、情報交換や仲間探しの機会と場を提供し、歴史観光の担い手同士の交流を促進して、全体のスキルアップを図ります。

③ネットワークで連携した情報発信

- 市民だけでなく、静岡市の歴史文化に関心のある人々が歴史観光スポットを俯瞰して、興味があった施設や体験、イベントを容易に見つけることができるよう、各施設の活動情報やイベント情報を集約して情報発信するしくみを検討・整備していきます。
- 個々の関連施設による詳細な広報活動と、ネットワークの核としてのこの施設における情報発信の役割分担を明確にし、効率の良い情報発信と、相乗効果の向上を図ります。

(2)活動内容

○ 関連施設のネットワーク形成
○ 関連施設に関する企画展・イベントなどの開催
○ 関連施設へのガイダンス
○ 施設周辺の散策ツアーなどの企画・促進・支援
○ 市域の歴史観光ルートの検討
○ 担い手育成のための講座・セミナー・交流会
○ 歴史文化活動に関する情報集積と公開
○ 関連施設に関する情報発信　　など

10.各活動の連携と循環

　これまで挙げたこの施設の諸活動は、それぞれ単独で進めるのではなく、相互に連携させることで歴史文化に関する情報・活動・人材の循環を生み出し、市民とともに成長する施設へとつなげていきます。

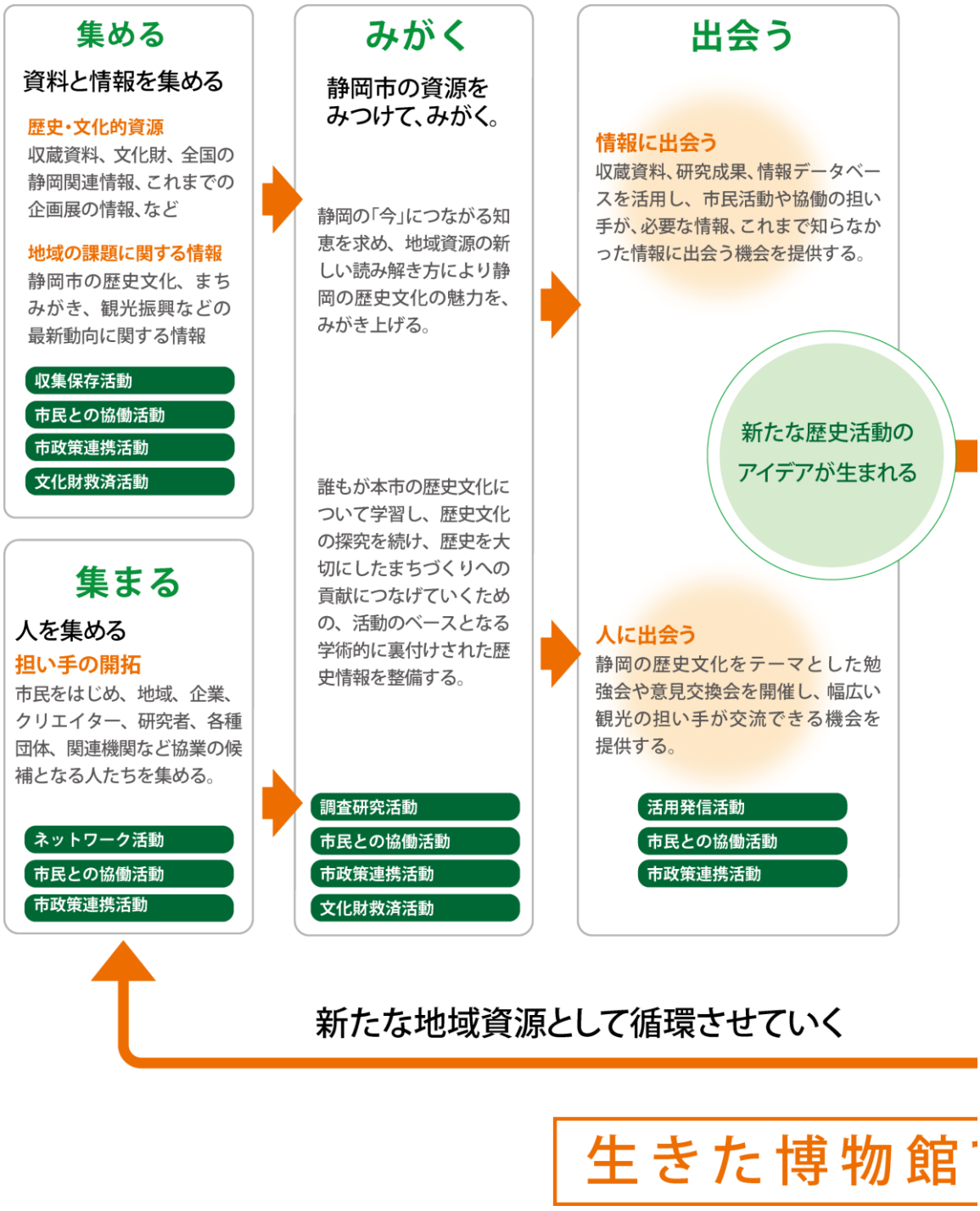

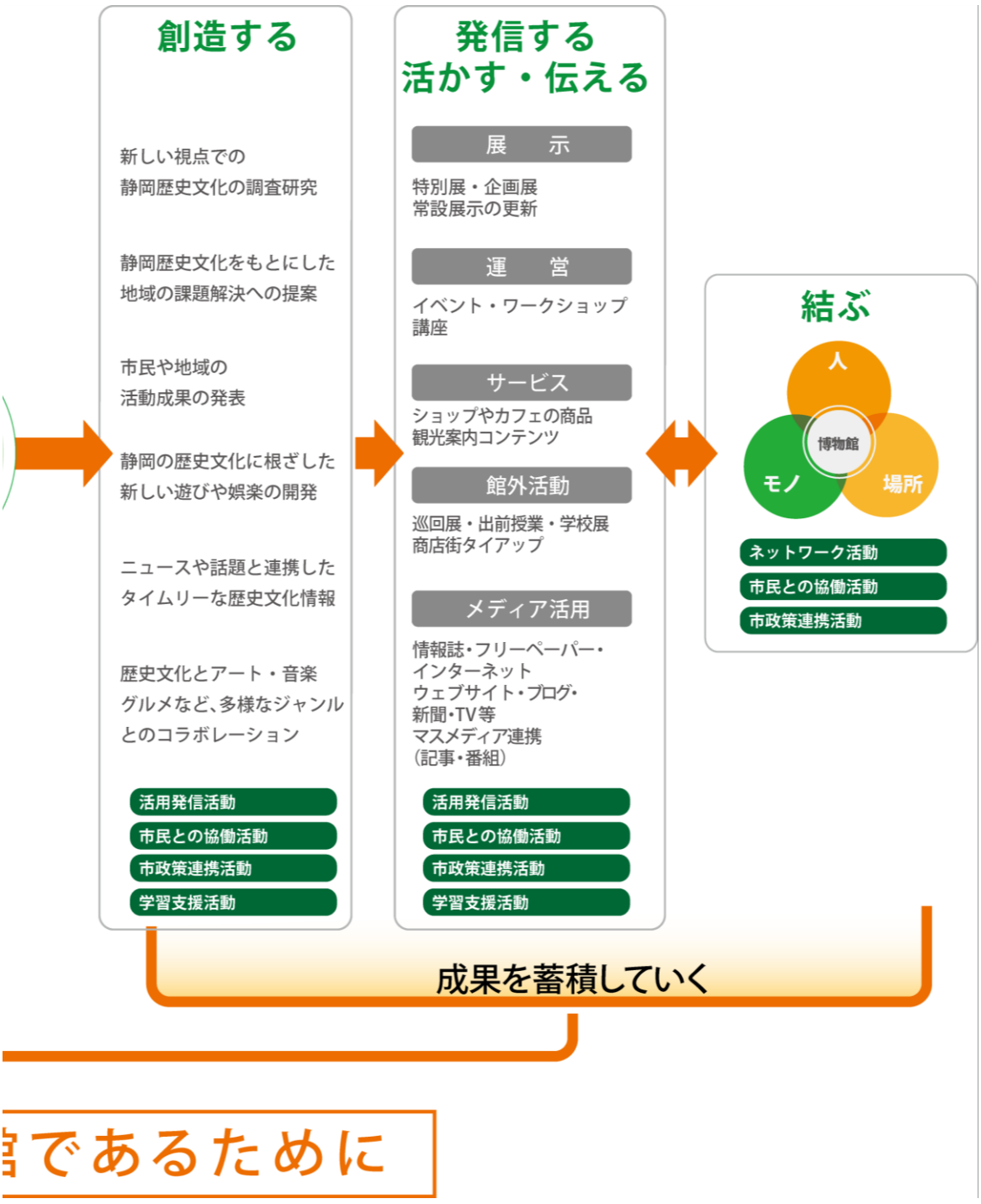
創造する
新しい視点での
静岡歴史文化の調査研究
静岡歴史文化をもとにした
地域の課題解決への提案
市民や地域の
活動成果の発表
静岡の歴史文化に根ざした
新しい遊びや娯楽の開発
ニュースや話題と連携した
タイムリーな歴史文化情報
歴史文化とアート・音楽
グルメなど、多様なジャンル
とのコラボレーション
活用発信活動
市民との協働活動
市政策連携活動
学習支援活動
発信する
活かす・伝える
展　示
特別展・企画展
常設展示の更新
運　営
イベント・ワークショップ
講座
サービス
ショップやカフェの商品
観光案内コンテンツ
館外活動
巡回展・出前授業・学校展
商店街タイアップ
メディア活用
情報誌・フリーペーパー・
インターネット
ウェブサイト・ブログ・
新聞・TV等
マスメディア連携
（記事・番組）
活用発信活動
市民との協働活動
市政策連携活動
学習支援活動
結ぶ
人
博物館
モノ
場所
ネットワーク活動
市民との協働活動
市政策連携活動
成果を蓄積していく
であるために

Ⅳ　展示計画

1. 展示区分

■展示区分概念図

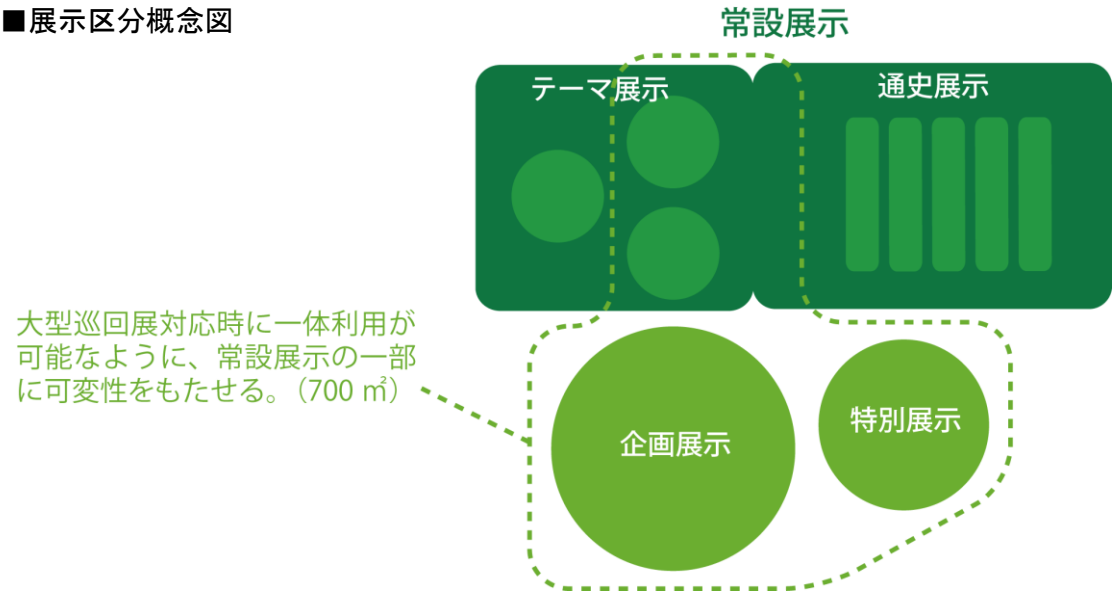

(1) テーマ展示

「歴史の中で光る静岡」として、全国や世界に誇れるテーマを取り上げて情報発信します。

- 国内外からの来訪者が関心を持てる内容を取り上げます。
- 市民の誇りを醸成する展示展開とします。
- 研究の進展や企画展示の成果を取り入れて、新しい情報の追加や、新しいテーマの展開など、定期的な更新を行います。

(2) 通史展示

日本の歴史の中における静岡市の歴史の流れをわかりやすく紹介します。

- 市民が日本史の概要を理解し、その中での静岡市の歴史を理解できるものとします。
- 市外からの来訪者が、静岡市の歴史の全体像を把握できる内容とします。
- 児童・生徒の学習をはじめとする、学校教育に役立つ内容とします。
- 研究活動とともに、年々充実していく、成長する展示とします。

(3)企画展示

新しい静岡市の魅力を見つけ、常に「新しい話題」を提供し発信することで、リピーターを増やします。

- 多くの市民が関心を持つような、独自の魅力にあふれた企画展を開催します。
- 大規模な巡回展の招致を行います。
- 研究活動と連携して、所蔵資料や研究をより充実させたいテーマを設定します。
- 他の文化施設、大学、地域団体など様々な相手との共同研究の成果を公開します。
- 市内の年間行事・イベントと連動した展示を行います。

(4)特別展示

市民や来訪者の「貴重な資料を見たい」という関心に応えます。

- 国宝、重要文化財、保存上公開期間が限定される資料などの貴重な品を期間限定で公開します。
- 静岡市の通史上のテーマに限定せず、県や市の指定文化財などの歴史文化に関する貴重な資料を紹介します。
- 話題性のある展示企画・特殊なコレクション展を開催します。

2. 展示構成

テーマ展示

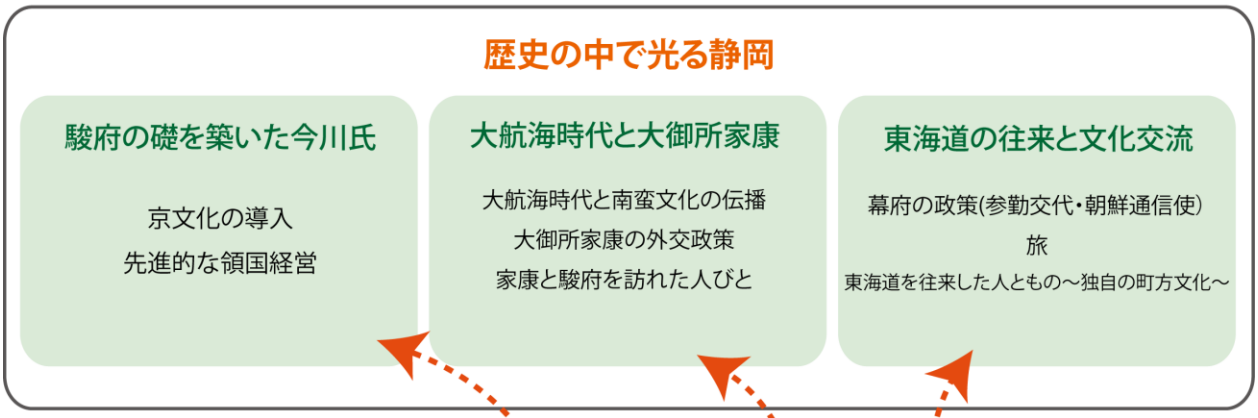

通史展示

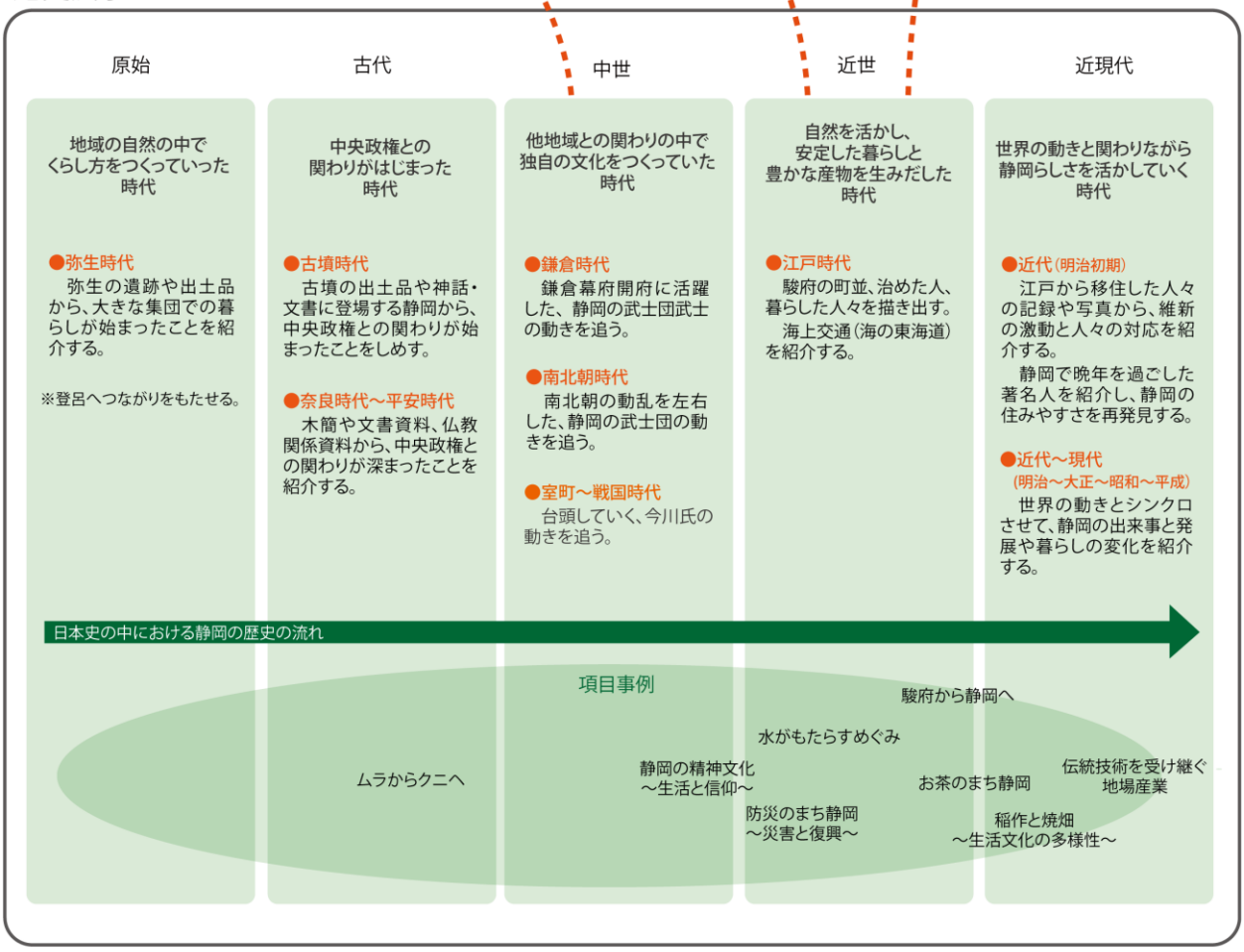

※この項目は検討段階のものであり、今後の調査研究により発展させ、追加します。

Ⅴ　情報計画

1. 情報サービスの対象者

人によって、求める情報がそれぞれ異なるため、提供する情報も、その対象ごとに、異なる役割・内容が求められます。そのため、この施設における情報サービスのニーズを想定したうえで、各々の対象者への情報サービスを計画する必要があります。このことによって、この施設の情報システムに必要となる機能を設定することが可能となります。

〇施設利用者

- 来館者
- 施設活動参加者
- 専門家
- インターネット利用者

〇施設運営協力者

- 地域の大学関係者
- 静岡市、自治体関係者
- 地元産業関係者
- 民間（ボランティア団体など）関係者
- 各種関連事業者

〇施設職員

2. 提供する情報の種別と範囲

情報サービスの対象者が、この施設に求める情報を想定し、その範囲と種別を整理します。このことにより、情報を格納する方法と、提供する方法、また、情報の蓄積と利用の方法を設定することが可能となります。さらに、各情報に対して、利用権限、更新の権限などを設定し、施設全体の情報管理の指針としていく必要があります。

〇公開情報
収蔵資料、調査研究の成果をもとに、一般向けに編集された情報

〇収蔵資料情報
研究活動やコンテンツ制作の基本となる素材の体系化された情報

〇静岡市関連資料所在情報
調査研究対象となる資料、資料収集や企画展開催時の借用資料候補の検討のための情報

〇調査研究情報
この施設を中心とした調査研究活動の成果

〇学習支援情報
活動プログラム、教材、刊行物などに関する情報

〇利用者サービス情報
施設利用案内、各種開催イベントなど、この施設とその活動の利用に関する情報

〇広報・普及情報
各種告知、施設利用促進に関する情報

〇施設運用管理情報
諸室利用や各活動プログラムに関わる各種設備の運用に関する情報、組織運営、事業収支等に関わる情報、設立準備、事業展開などの情報

〇その他の情報

3. 情報提供の場所と方法

情報の質と提供する場所を考慮した、情報サービス計画が必要です。誰もが欲しい情報に容易にたどり着けるようにするために、情報提供を行う場所と、そこで必要となる情報を整理します。今後、最適な情報提供の方法を検討する際の基準としていきます。

〇施設利用に関する情報
施設案内、諸室利用状況、各種活動の参加申し込み　など

〇展示室での情報
展示解説、解説映像、展示情報検索、モバイル型展示ガイド　など

〇図書・情報閲覧室での情報
デジタルアーカイブ、収蔵資料検索、研究成果データベース　など

〇館外のフィールドでの情報
スマートフォン等に対応した、史跡、文化遺産、歴史的景観などの現地案内情報やナビ情報　など

〇学校・生涯教育施設からの情報
教材利用、館蔵コンテンツ利用、教材用素材検索　など

〇研究室での情報
資料収集計画、収蔵資料管理、研究素材検索、展示情報・研究情報更新　など

〇事務室での情報（広報・普及部門）
ウェブサイト運営管理、公開情報更新管理、ソーシャルメディア発信、印刷物　など

〇事務室での情報（管理部門）
入場者・利用者管理、施設・設備管理、警備防犯管理、総務管理、経理管理　など

〇自治体・商工会議所・地元企業などの関連施設で利用される情報
市民協働、館蔵資料検索によるプランニング材料探し　など

〇インターネット情報

・ 歴史文化に関する情報
  ✧ 館蔵品の資料情報、館蔵品のデジタルアーカイブ、調査研究報告、活動報告、静岡の歴史文化に関するコンテンツ　など

・ 施設利用情報
  ✧ 交通アクセス、周辺案内、ソーシャル・コミュニケーション利用　など

4. 活動内容

近年の博物館では資料やその画像等の情報をインターネットで公開したほうが、利用者数、来館者数が多くなることが知られています。この施設では、収集した情報をしっかり管理し、情報の活用にあたっては明確なルールを定めます。

(1) 情報収集

・ 資料等の収集した情報については、適切に基本台帳への記載・登録を行います。
・ 収集資料の情報のほか、他の博物館活動に即した情報の収集を行います。
  ✧ 大規模災害等の被害を受けた文化財の救済活動を目的とした、文化財の所在情報
  ✧ 調査研究に関連する資料の所在等の情報
  ✧ 地域学習の支援のための郷土史研究者等の人材データ　など
・ 情報の収集及びその記録にあたっては、所有者及び当事者の承諾を得ます。
・ 既存の情報資産を有効活用することで、効率的な情報収集・管理をめざします。また、情報を共有するための整備を行います。

(2) 情報管理・運用

・ 基本台帳へ登録した情報（以下、博物館情報という）をデータ化します。さらにそれらの情報をデータベース化し、管理そして運用につなげます。
・ 博物館情報の利用については、博物館活動における利用形態を明確にし、目的にあった運用を行います。
・ 博物館情報の収集、管理、活用にあたっては、情報に関する諸法及び静岡市の情報に関する条例等に則り適切な管理、運用を行います。
・ 博物館情報のうち、個人情報や著作権、知的財産権等の保護すべき情報の管理については、保護に十分な措置を行います。

・ 博物館情報を扱う学芸員及び関係職員は、上記の運用条件に関する知識を深め、遵守に努めます。
・ 将来的な各種関連施設との連携を視野に、東京国立博物館が唱える「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン（案）」等を参考に、他館との共通検索が可能なしくみを検討します。

(3)情報活用

・ 博物館情報は、世界を視野に可能な限り多くの人に利用してもらうために、積極的に公開していきます。
・ 積極的に資料の情報を公開し、静岡の歴史文化資料の存在感を高めます。実際に実物を見たいという好奇心を刺激するような公開方法を検討します。
・ 博物館情報の情報発信については、利用者側に立った視点で行うよう努めます。
・ 関連機関と情報を共有するためのネットワークシステムを構築します。
  ✧ この施設の資料収集・調査研究業務を支えるための情報システムを構築します。
  ✧ 情報を関連機関で共有し、この施設の調査研究の成果を活用することで、静岡市の歴史文化を考える人々のネットワークを支える情報システムを目指します。
・ デジタルアーカイブの整備と運用を図ります。
  ✧ ネットワークシステムの一環としてデジタルアーカイブの開設を図ります。
  ✧ 資料のデジタル化は、原資料の劣化を防ぐとともに、ホームページ等での積極的な情報発信に有効であるため、その利点を活かした運用を図ります。
  ✧ デジタルアーカイブの整備にあたっては、国際標準に合わせます。

デジタルアーカイブ…博物館資料のデジタル化を進め、インターネット上等で電子情報として共有・利用できる仕組み

Ⅵ　施設計画

1. 建設予定地

(1) 敷地の位置

〒420-0853　静岡県静岡市葵区追手町 4-16　旧青葉小学校跡地

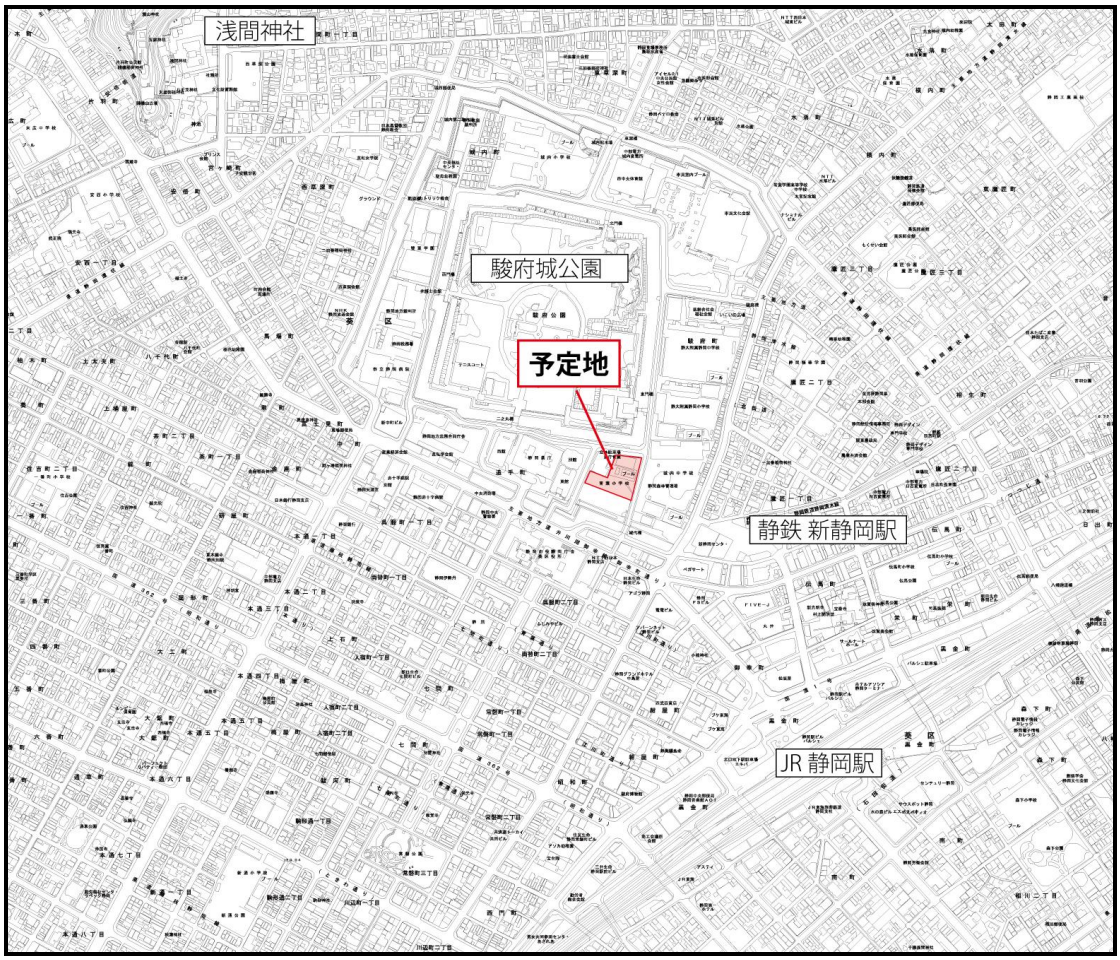

(2) アクセス

- JR 静岡駅より徒歩 10 分
- 静鉄新静岡駅より徒歩 5 分
- 東名静岡インターチェンジより車で約 15 分
- 新東名新静岡インターチェンジより車で約 25 分

(3) 周辺環境

- 駿府城公園ほか、史跡に近く、歴史散策などの拠点としての利便性が高い。
- 中心市街地、市民文化会館、静岡市美術館、市役所、県庁等に近く、アクセスや利便性に優れている。

2. 敷地の概要

(1) 敷地周辺図

旧小学校校舎を解体撤去ののち、新築。想定延床面積 5000 ㎡

(2)敷地の利用条件

- 区域区分：市街化区域
- 用途地域：商業地域
- 容積率：600%
- 建ぺい率：80%
- 防火・準防火地域：防火地域
- 高度地区：制限なし
- 駐車場整備地区：駐車場整備地区
- 駐車場附置義務条例区域（商業地域及び指定近隣商業地域）
- 駐輪場附置義務条例区域

(3)敷地利用の留意点

- 「駿府城跡」としての敷地利用
- 発掘調査済みである既存建物部分を活用（遺構の保護と活用）
- 周辺道路からのアクセス
- 中心市街・JR 静岡駅方面・静岡鉄道新静岡駅方面へのアクセス
- 静岡市民文化会館方面へのアクセス
- 駿府城公園、巽櫓、東御門、坤櫓との回遊性
- 歴史文化散策と憩いの空間
- 駐車場・駐輪場の整備
- 周辺地域を含めた利用者誘導のサイン等

3. 建築計画

(1) 基本方針

◯博物館としての基本機能

- 静岡市の歴史文化資産を保全・継承するに相応しい本格的な博物館としての設備を備えます。
- 将来の博物館活動の発展に対応できる可変性を備えます。
- 緊急時や災害時において、他の文化施設や市民の文化歴史資産の救済支援を行う拠点としての機能を備えます。
- 文化庁による公開承認施設の基準を満たす機能を備えます。

◯静岡市の歴史文化との出会いの場

- 静岡市を訪れる多くの人が静岡市の歴史文化の魅力と出会う場とします。
- 子どもたちをはじめ市民が郷土について楽しく学べる場とします。
- 静岡市の歴史文化を学び、研究し、活用したいなど様々な目的が出会う場とします。

◯市民の主体的な活動や交流の場

- 歴史文化に関する市民の主体的な活動や交流の場とします。
- 市民が気軽に利用できる開かれた施設とします。
- 施設活動が利用者にも見えるように考慮します。

◯誰もが安心・安全・快適に利用できる

- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの施設とします。
- 学校団体利用に必要な充分なスペースを確保します。
- くつろいで過ごせる十分な休憩スペースなど心地よい空間をめざします。

◯環境に配慮

- 自然エネルギーの利用について配慮し、省エネルギー・省資源化を図ります。
- 環境に配慮した資材・物品の調達に努めます。
- 工事に際しては、環境への影響の少ない工法、建設機械を採用するとともに、可能な限り影響の低減に努めます。

◯観光の起点

・　市外からの来訪者に対し、静岡市における歴史観光に関する情報を提供し、市内への回遊を促す機能を備えます。
・　多くの人が気軽に訪れて、街中散策に出かける起点となることをめざします。
・　周辺地域へのサイン計画や外観を含めて、施設の場所が分かりやすく、来訪者が訪れやすい施設をめざします。
・　観光バスが利用しやすい施設を検討します。

◯周辺景観とランドマーク性

・　敷地の環境、駿府城公園、巽櫓、堀などの景観を考慮しつつ、新しい静岡市の魅力となるランドマーク性も備えた施設をめざします。

◯維持管理およびライフサイクルコスト

・　施設整備費、維持管理費、光熱水費、設備更新費等を総合的に検討し、全体としてライフサイクルコストを縮減するよう配慮します。
・　この施設の性能及び機能を使用目的に適合させるために、保守、点検、運転、清掃、修繕、改修及び備品の更新の利便を図ります。

(2) 平面計画

- 旧青葉小学校建物が現在ある位置を活用します。
- 利用者に開かれた施設とするため、気軽に訪れやすい空間配置とし、敷地形状、外部環境との連続性を意識したレイアウトとします。
- 博物館として必要な専門設備を効果的に配した機能的な各室配置とします。

(3) 立面計画

- 社会文化的価値を高め、来訪者を魅了し、市民に愛される外観のデザインをめざします。
- 静岡市の歴史文化を象徴し、過去だけでなくこれからの静岡市をイメージできるものとします。

(4) 断面計画

- エントランスホール、展示室、収蔵庫等はゆとりのある天井高さを確保します。
- 展示室、収蔵庫は、資料保護のため外光を入れないものとします。
- 収蔵庫は、資料保護のため温湿度変化の少ない配置を検討します。

(5) 構造計画

- 耐震性に優れた構造とします。
- 展示室等は、高い観覧機能と、将来の展示更新に備えた可変性を持たせるために、極力、柱の少ない構造を検討します。
- 経済性に十分配慮した構造形式を検討します。

4. 施設機能の全体構成

この施設は、施設機能に応じて以下の 4 つのエリアにより構成されます。

◯展示エリア

静岡市の歴史文化を紹介するためのメインエリア

◯交流・歴史観光エリア

歴史観光の中心となる情報を発信するエリア

◯調査・研究エリア

利用者と共に静岡市の歴史文化を探求するためのエリア

◯収集・保存エリア

静岡市の歴史文化遺産を保存・継承するためのエリア

施設機能の全体構成は、以下の図の通りとなります。

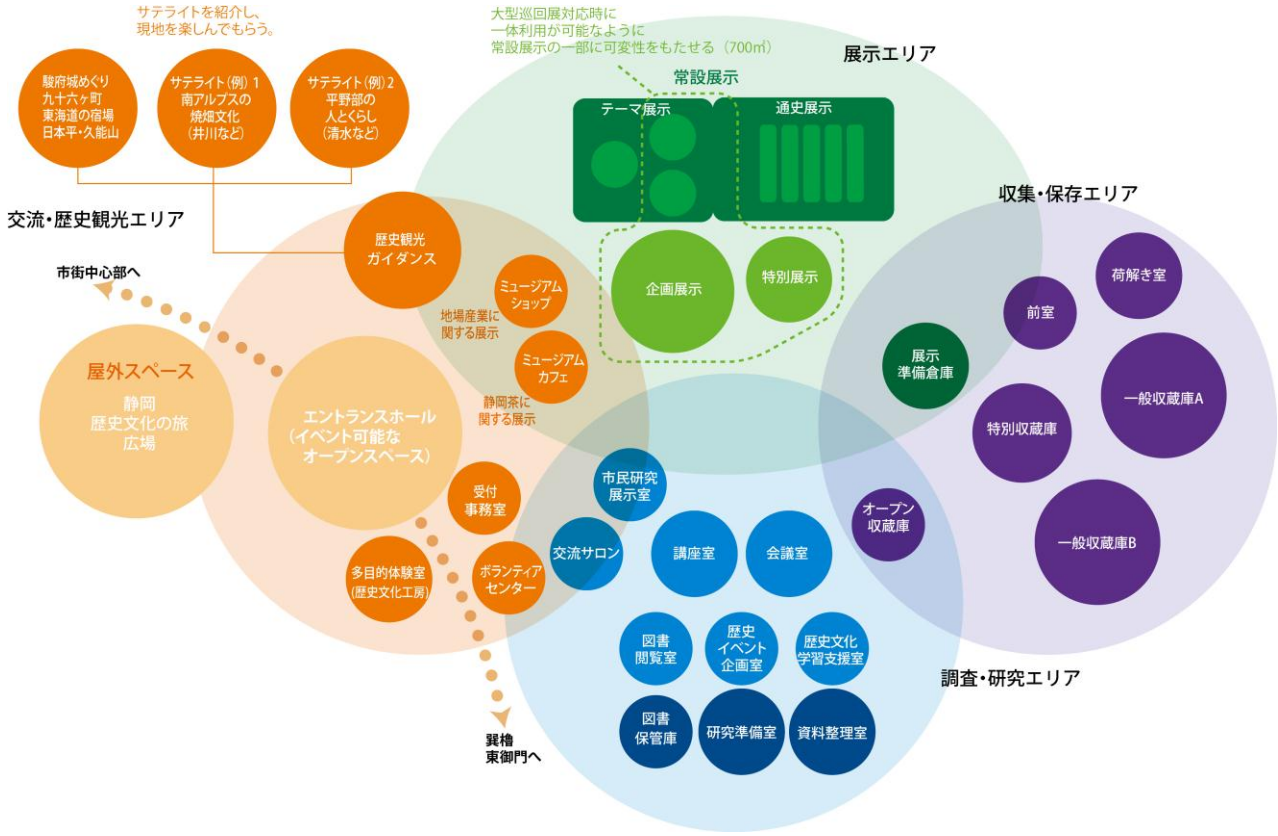

5. 諸室の概要

(1) 展示エリア

①すべての展示室に共通する事項

・　展示室はバリアフリー設計とし、子どもや身体的、あるいは精神的な障がいをもった人々も快適に展示を楽しむことができるようにします。

・　視覚上、あるいは聴覚上の障がいをもった人々が展示解説に参画できるように、直接触れることのできる展示品の設置や点字による解説文の作成、またオーディオ機器を活用した音声解説などを備えたものとします。

②常設展示室

・　常設展示室はテーマ展示、通史展示によって構成されます。

・　展示内容は定期的に更新が行われるため、可変性が高く柔軟に運用できる空間とします。

③企画展示室

・　他機関との共催による企画展（巡回展）や市民との共同研究成果を展示することを主目的とします。そのため、様々な形の展示物や展示スタイルに対応できるような空間とします。

④特別展示室

・　静岡市の歴史文化とそれに関わるテーマ展示を展開します。
・　他機関との共催による企画展（全国巡回展など）を行います。
・　市民との共同による静岡市に関わる研究成果を公開する展示なども行います。

③特別展示室

・　取り扱いや保存、防犯面で特別な配慮を必要とする重要資料のための展示室とします。
・　重要文化財等の展示を行います。

④展示準備倉庫

・　展示の定期的入れ替え時に什器や展示品を保管するバックヤードとします。
・　大型資料の撮影が可能な写場機能を検討します。

■歴史文化展示機能に求められる特殊要件

(1)恒温恒湿を保つ室内環境

・　二重壁構造、空調環境（単独空調、温湿度モニタ管理設備）

・　エアタイト展示ケース（一部）　など

・　（国宝級、重要文化財級の資料を展示するため、設計時に文化庁、東京文化財研究所との協議、指導のもと、与条件を確定し仕様を決定します。）

(2)セキュリティ環境

・　監視カメラ、モニタリング設備　など

(3)防災環境

・　資料保護を優先したガス消火設備の検討　など

(4)電気・照明設備

・　紫外線カットの照明設備

・　資料を適切に見せるための波長、演色機能を備えた照明

・　LED 等の低電力の灯具

・　展示用照明と、メンテナンス用照明の個別確保

・　展示演出環境、映像情報機器等の踏まえた充分な電気容量

・　用途、運用を充分に考慮した分電盤、調光盤回路の検討

・　灯具の設置位置、投射角、照度を可変とするフレキシブルな照明設備　など

(5)天井設備

・　一室大空間として使用したり、小割りにして使用したりと柔軟に運用するための展示可動壁の設置

・　天井からの展示物の吊り下げ、バトンの設置

・　上記照明設備に対応したライティングダクト

・　上記設備に耐え得る耐荷重性能　など

(6)床設備

・　展示更新、レイアウト変更に対応できるしくみ

・　什器固定、電気配線、情報設備にフレキシブルに対応できるシステム床

・　展示物の重量に耐え得る二重床構造、重歩行用の仕上げ

(2) 交流・歴史観光エリア

①歴史観光ガイダンス

・　歴史観光の拠点として、わかりやすい歴史観光案内を行います。

・　市内のインフォメーションセンターと連携し、関連施設や観光地、史跡・名勝地の情報を提供します。

②多目的体験室（歴史文化工房）

・　子どもから大人まで幅広い利用者に、静岡市の歴史文化の理解促進を図るため、産業や文化活動との交流による体験メニューを開発し、実践します。

・　展示内容やミュージアムカフェ、ミュージアムショップなどと連携した体験メニューを提供します。

③ボランティアセンター

・　施設運営及び駿府城等周辺の歴史散策について説明するボランティアスタッフの活動拠点として、企画、ミーティング、準備作業、休憩、着替え等の活用に提供します。

④ミュージアムカフェ

・　展示見学や講座等への参加に際し、休息をとるための施設とします。またお茶をはじめ、静岡市の地場食材などによる他にない特別料理や飲物を販売します。

・　展示室と連携した展示を行います。

⑤ミュージアムショップ

・　静岡市の歴史文化を伝えるサービスの一環として、静岡市の歴史文化への理解を深め、来館・来静の記念となるグッズや展示図録等を販売します。

⑥受付・事務室

・　受付と連携し、交流を促進して利用者サービスを高めやすいよう、すぐに来館者対応が可能な場所に事務室を設けます。

(3)調査・研究エリア

①交流サロン

・　市民、市内外の団体、大学等による歴史文化に関する活動の交流や協力を促すために、それぞれの活動内容、状況、成果に関する情報交換を行うロビー空間とします。

②市民研究展示室

・　市民による研究活動の成果を公開する空間とします。特に大きな成果については、企画展示などへの発展を検討します。

③講座室

・　各種講座や講演会、研修、活動発表会等の会場として使用します。

④歴史イベント企画室

・　大学、研究機関、外部のクリエーターなど、施設の運営、研究、企画に協力する外部ネットワークと企画展示やイベントなどのプロジェクトにおいて協働するための空間とします。

⑤歴史文化学習支援室

・　学校連携を促進するために、学習指導要領と展示の関連、博物館を使用した先進的な授業事例など、学校教育の教員を支援するための情報提供や、相談、共同企画を進める場とします。

・　出前講座、出張博物館、貸出し資料等の相談、受付を行います。

・　児童・生徒をはじめ、市民による歴史文化に関する調べもの、学習、研究などに活用できる資料や素材などの情報提供をします。
・　歴史文化の学習や研究に協力してくれる郷土史家や施設の情報を提供します。
・　学芸員、ボランティアなど人的サービスによる歴史文化情報のレファレンスサービスを提供します。

⑥図書閲覧室

・　閲覧用の図書や資料を配備し、静岡市の歴史文化に関する情報や、施設収蔵資料、調査・研究の成果等を提供します。
・　情報端末を置き、市内外とのネットワークによる静岡市の歴史文化に関する情報を提供します。
・　学芸員、ボランティアなど人的サービスによる歴史文化の情報のレファレンスサービスを提供します。

⑦図書保管庫

・　図書閲覧室のバックヤードとしての非公開エリアとします。資料を配備し、静岡市の歴史文化に関する情報や、施設収蔵資料、調査・研究の成果等を保管します。

⑧研究・準備室

・　この施設が実施する展示・活用・体験学習活動の拠点として、学芸員の調査・研究活動、活動に付随する情報収集・発信作業にあたります。学芸員が常駐します。
・　体験学習、講座等の関係用具の収納・保管を行います。

⑨資料整理室

・　保管資料の整理・修復にあたります。整理・修復設備や、写真撮影等の作業も実施します。

⑩会議室

・　職員、協力者、市民などによる会議を行います。会議規模に応じて分割利用できるなどの柔軟なしくみを備えます。

(4)収集・保存エリア

①一般収蔵庫 A

・　施設で利用する展示資料を保管するための、最も基本となる収蔵庫であり、資料を収蔵し、体系的に管理します。

②一般収蔵庫 B

・　企画展示の借用資料に関する一時保管をします。

③オープン収蔵庫

・　収蔵庫の一部を、ガラス窓等を設ける事により公開し、博物館の仕事についての理解を促進させます。

④特別収蔵庫

・　重要資料の保管(一時保管含む)のために必要な収蔵庫とします。

⑤収蔵庫前室

・　収蔵庫に搬入する前の温湿度調整室として利用します。

⑥荷解き室

・　搬入用トラックの収容、開梱・梱包作業、搬入順整理等が可能なスペースを確保します。

・　トラックヤード～荷入～エレベーター（資料運搬用の大型）～収蔵庫という動線に配慮して配置します。

⑦燻蒸室

・　資料に寄生する害虫等をガスによって駆除します。

・　燻蒸後ガスを外気に放出するダクトスペースが必要です。

■収集・保存機能に求められる特殊要件

(1)恒温恒湿を保つ室内環境

・　二重壁構造、24 時間空調設備（単独空調、温湿度モニタ管理設備）

・　特殊内装材（ギャラリーボルト、不透湿層、無機質系調湿パネル、VOC フリー素材　など）

・　収蔵庫用特殊扉

・　外気と直接触れないような配置（前室、二重扉　など）

・　収蔵品の素材による温湿度管理

✧　温度　通常 20 度前後

✧　高湿度　100%　　出土遺物（保存処理前の木製品など）防黴処理が必要

✧　中湿度　55-65%　紙・木・染織品・漆

50-55%　絵画等

45-55%　人骨等

✧　低湿度　45%以下　金属・石・陶磁器

✧　30%以下　フィルム

（所蔵品、借用資料を含め、国宝級、重要文化財級の資料を保管するため、設計時に文化庁、東京文化財研究所との協議、指導のもと、与条件を確定し仕様を決定します。）

(2)セキュリティ環境

・　監視カメラ、モニタリング設備　など

(3)防災環境

・　資料保護を優先したガス消火設備の検討　など

(4)電気・照明設備

・　紫外線カットの照明設備

■資料の搬出入のための特殊要件

(1)資料搬入用大型リフト設備

(2)資料搬入動線と配置

- 来館者用、事務用とは別途設置
- 大型の資料搬入に対応（間口 3000㎜ 程度）
- 作業フローと恒温恒室環境の維持に考慮し、荷捌きき室、燻蒸室、資料仮保管室、収蔵庫前室、収蔵庫（一般・特別）等、段階的に恒温恒室環境に搬入できるようにする。

(5)共用スペース、エントランスホール、通路　他

- 中心市街地方面から巽櫓・東御門方面への動線等、施設外からこの施設へと気軽に入りやすいような開放性に留意します。
- だれでも快適に利用できる様、バリアフリーに対応し、余裕のある空間構成とします。

(6)機械室

①機械室

- 延べ床面積の 6%程度が必要と見込まれます。

②電気室

- 延べ床面積の 1%程度が必要と見込まれます。

6. 配置及び動線

各施設の位置関係、確保すべき動線経路等は、以下の図の通りとなります。

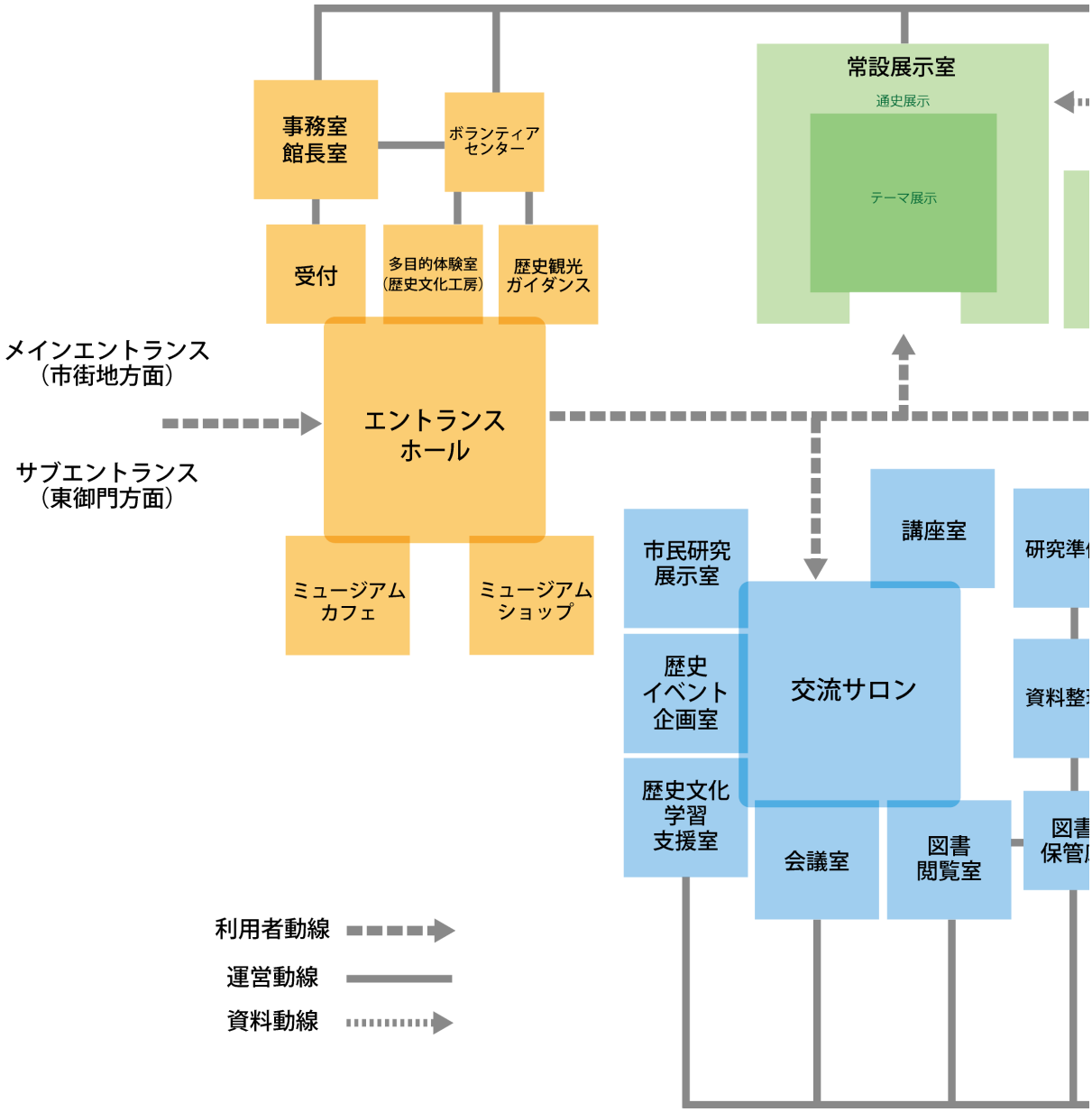

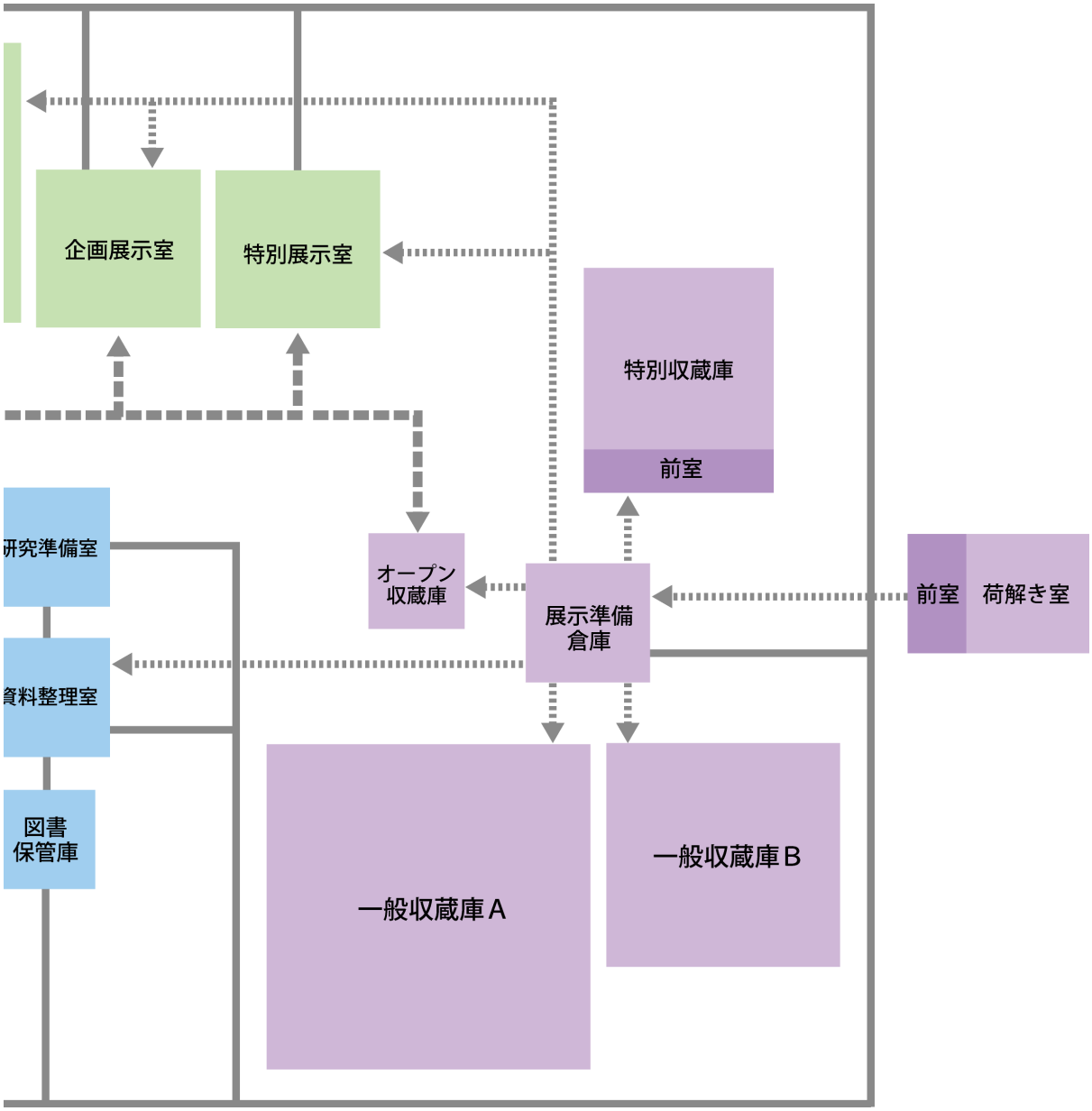
企画展示室
特別展示室
特別収蔵庫
前室
研究準備室
オープン
収蔵庫
展示準備
倉庫
前室
荷解き室
資料整理室
図書
保管庫
一般収蔵庫A
一般収蔵庫B

Ⅶ　管理運営計画

1.運営体制

様々な研究のネットワークや、静岡市の様々な課題に応えながら、市民とともに成長する施設をめざしています。そのため、この施設を運営する体制についても、施設本体の運営のみならず、様々な連携のための体制を検討していく必要があります。

(1)静岡市

この施設を所轄する部署を中心に、教育、観光、産業、地域など関係各部署と定期的に連絡を取合い、この施設の活動状況や、静岡市の課題に対してこの施設が貢献できることについて情報共有し、この施設と各種主体との円滑な連携をコーディネートし、施設を支援します。

(2)静岡市立歴史博物館

静岡市の所轄部署と緻密な協力のもと、市民、地域、学校、産業、観光などの各種主体と連携、協働しながら、事業活動を実践します。

(3)第三者機関

博物館評価委員会、または博物館協議会等、協議・検討・助言・評価を行う第三者機関の設置検討を行います。

(4)連携機関

静岡市が有する他の文化施設、地域の他の文化施設、歴史文化に関する市民団体、NPO等、まちづくりや観光に関する関連団体、地域の大学や研究機関、学校等、様々な機関との連携を図ります。

2. 運営組織

（1）職員

館長や学芸員を中心とした職員を適切に配置します。

- 館長
- 事務職員
- 学芸員

学芸員の職務はこの施設の活動の根幹をなすものです。学芸員には博物館法で明示された職務内容を十分に実践でき、定められた資格を有していることも求められます、また学芸員はこの施設の活動理念をよく理解した上で下記のような能力や知識を必要とします。

この施設では学芸員が充実した研究活動を行い、活発な意見交換ができるように学芸員と共に環境を整備・構築していきます。

- ✧ 専門分野に関する高い学識
- ✧ 博物館事業に関わる企画力やプレゼンテーション能力
- ✧ 市民やスタッフと十分な意思疎通をとることができるコミュニケーション能力

博物館法第４条（館長、学芸員その他の職員） 4　学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる。

(2)運営組織

①研究部門

- 静岡市の歴史研究推進
- 共同研究
- 修復・保存作業

②教育普及部門

- 講座・セミナー企画推進
- 学校連携・教材開発推進
- スタッフの教育、スキルアップ推進
- ボランティア育成・受け入れ、市民参加推進

③企画交流部門

- 集客・交流イベント開発推進
- 広報活動推進
- 展示企画推進

④マーケティング・ビジター分析部門

- ビジターの満足度の分析
- ミュージアムグッズ開発
- カフェの外部委託などによって発生する業者との交渉・折衝

⑤総務部門

- 労務管理
- 会計処理
- 施設管理等

3.開館形態

多様な利用者に利用されることを前提に、開館日時や料金を設定します。市内の施設の開館形態を考慮します。

(1)開館日時

- 多くの人々が利用しやすい開館時間を設定します。
- 季節やイベント、講座等に合わせ、開館時間を変動させることを検討します。
- 定期的な休館日及び特別休館日を設けます。展示替え、資料整理、防虫処理など、博物館を維持するための活動を行います。

(2)料金

以下の項目に留意し、料金を検討します。

- 有料・無料ゾーンの区分
- 障がい者、高齢者、学生、児童生徒などへの配慮
- 団体見学者への割引
- 近隣施設との料金バランス

4.博物館評価

(1)自己評価

管理運営手法の詳細を検討していく中で、事業や運営に関する評価基準を設け、定期的に自己評価を行います。

(2)外部評価

評価基準を設けることで、有識者、市民などからなる博物館評価委員会（または博物館協議会）などの第三者機関の設置を検討し、外部の視点から、施設の事業報告、自己評価等を踏まえて外部評価を行います。評価基準を設け、博物館を総合的に評価します。

(3)その他

利用者アンケート、モニター調査などを行い、マーケティング的視点からの運営効果分析を通してこの施設の運営をより高めていきます。

5.事業方式

この施設にふさわしい方式によって事業を推進するため、以下に様々な事業方式を多角的に比較検討します。

(1)公設公営

市が公的資金をもとに施設の設計・建設を行い、所有し、維持管理・管理運営の全てを実施する。建設における仕様決定は市で行うため、コスト削減部分は少なくなる可能性がある。管理運営においては歴史研究や地域文化の研究など学術性、公共性の高い業務の安定性を確保できる一方、集客力、来場者満足度の向上、観光サービスなどの面で、民間ノウハウの導入ほどの効果は得られない可能性が高い。

(2)公設公営・一部民間へ業務委託

市が公的資金をもとに施設の設計・建設を行い所有し、維持管理・管理運営の全てを実施する。建設における仕様決定は市で行うため、コスト削減部分は少なくなる可能性がある。管理運営においては歴史研究や地域文化の研究など学術性、公共性の高い業務の安定性を確保できる。教育普及や企画交流などの活用分野では、民間へ一部業務委託することにより、集客力、来場者満足度の向上、観光サービスなどの向上に期待できる。

(3)公設民営（指定管理者制度）

市が公的資金をもとに施設の設計・建設を行い、所有する。指定管理者が維持管理・管理運営の全てを実施する。建設における仕様決定は市で行うため、コスト削減部分は少なくなる可能性があるが、維持管理手法に関しては民間によるコスト削減の可能性がある。

(4)PFI 方式

民間が事業計画を立て、施設の設計・建設を行い、民間（BOT）または市（BTO）が施設を所有し、維持管理・運営は民間が実施する。設計、建設、運営、維持管理を一括発注するため、ライフサイクルコストを含めたコスト削減提案の要素が大きいと考え得るが、民間のノウハウを活かしやすい環境条件を整えることが出来ない場合、充分な VFM（サービス価値の向上とコスト削減の両立）を得られない可能性もある。

○ 当検討委員会では、上記４種別の事業形態について検討した結果、歴史文化資料を扱う公共性と、多くの人に歴史文化に触れて頂くための企画・サービスの向上が期待できる民間ノウハウ活用との、双方のバランスに優れていると思われる「（２）公設公営・一部民間へ業務委託」が相応しいと考えますが、以後の計画段階にてさらなる事業形態の検討を期待します。

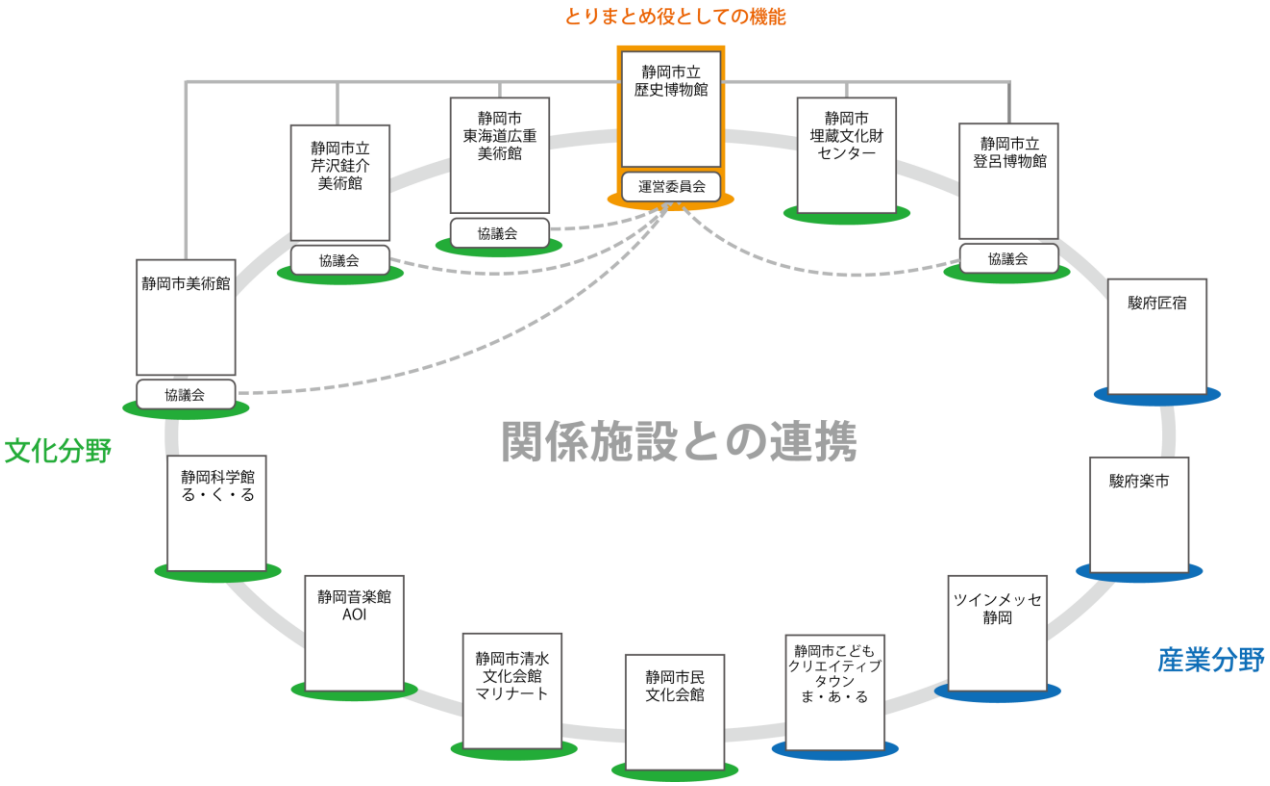

6. 今後の進め方

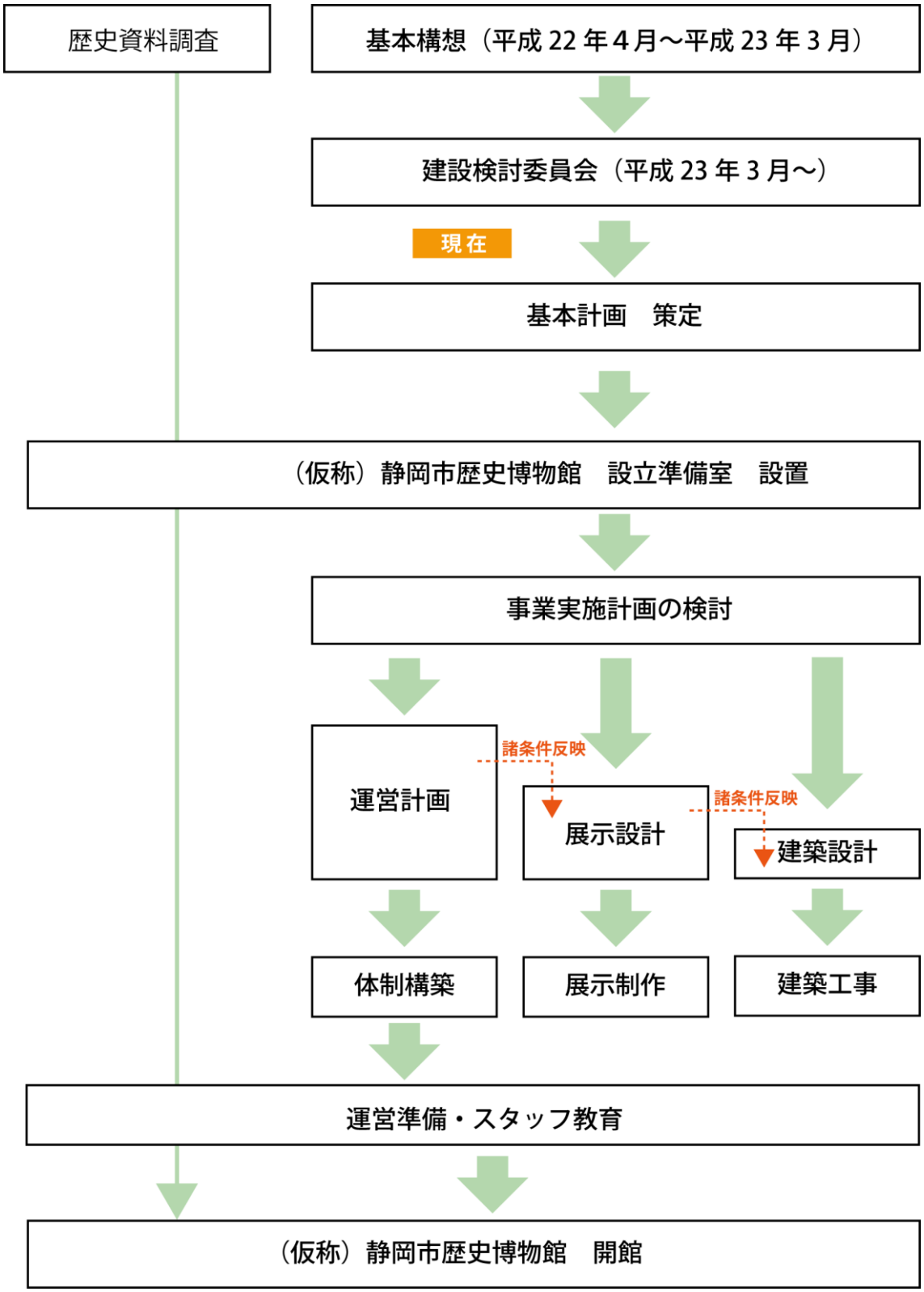
歴史資料調査
基本構想（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）
建設検討委員会（平成 23 年 3 月～）
現在
基本計画　策定
（仮称）静岡市歴史博物館　設立準備室　設置
事業実施計画の検討
運営計画
諸条件反映
展示設計
諸条件反映
建築設計
体制構築
展示制作
建築工事
運営準備・スタッフ教育
（仮称）静岡市歴史博物館　開館

静岡市歴史文化施設建設検討委員会

［開催一覧］

第１回委員会…平成 24 年 3 月 22 日（木）

出席者：中村、青山、大塚、荻野、川村、望月、森田、矢島、湯之上　各委員

【検討事項】「基本方針」について

第２回委員会…平成 24 年 7 月 17 日（火）

出席者：中村、青山、荻野、川村、高松、望月、森田、矢島、湯之上　各委員

【検討事項】「建設基礎調査業務」、「事業活動計画」、「展示計画」について

第３回委員会…平成 24 年 9 月 5 日（水）

出席者：中村、青山、大塚、荻野、川村、高松、望月、森田、矢島、湯之上　各委員

【検討事項】「事業活動計画」、「施設計画」、「展示計画」について

第４回委員会…平成 24 年 11 月 9 日（金）

出席者：中村、青山、大塚、荻野、川村、高松、望月、森田、矢島、湯之上　各委員

【検討事項】「とりまとめ案（検討報告書）」、「展示計画」について

第５回委員会…平成 25 年 1 月 31 日（木）

出席者：中村、青山、大塚、荻野、川村、高松、望月、森田、矢島、湯之上　各委員

【検討事項】「検討報告書（案）」、「展示計画」について

［委員名簿］※五十音順、敬称略

委　　員	青山　茂	株式会社シード　取締役副社長
委　　員	大塚　喜美江	市民公募
委　　員	荻野　覚	静岡市文化財協会会長
委　　員	川村　美智	静岡新聞社 文化生活部 専任部長
委　　員	高松　良幸	静岡大学 情報学部 教授
委 員 長	中村　羊一郎	静岡産業大学 情報学部 教授
委　　員	望月　茂	市民公募
委　　員	森田　みか	静岡デザイン専門学校 講師
委　　員	矢島　國雄	明治大学 文学部 教授
委員長職務代理	湯之上　隆	静岡大学 人文学部 教授